

第3回日野町議会定例会会議録

令和2年6月11日（第2日）

開会 9時05分

散会 16時24分

1. 出席議員（14名）

1番	野矢 貴之	8番	山田 人志
2番	山本 秀喜	9番	谷 成隆
3番	高橋 源三郎	10番	中西 佳子
4番	加藤 和幸	11番	齋藤 光弘
5番	堀江 和博	12番	西澤 正治
6番	後藤 勇樹	13番	池元 法子
7番	奥平 英雄	14番	杉浦 和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	藤澤 直広	副町長	高橋 正一
教育長	今宿 綾子	総務政策主監	安田 尚司
教育次長	望主 昭久	総務課長	藤澤 隆
企画振興課長	正木 博之	税務課長	山口 明一
住民課長	澤村 栄治	福祉保健課長	池内 潔
子ども支援課長	宇田 達夫	長寿福祉課長	吉澤 利夫
農林課長	寺嶋 孝平	商工観光課長	福本 修一
建設計画課長	高井 晴一郎	上下水道課長	柴田 和英
生涯学習課長 (併：総務課参事)	吉澤 増穂	会計管理者	山田 敏之
住民課参事	奥野 彰久	福祉保健課参事	福田 文彦
学校教育課参事	小椋 慶洋		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山添 昭男	総務課主任	角 浩之
--------	-------	-------	------

5. 議事日程

- 日程第 1 議第74号 令和2年度日野町一般会計補正予算（第4号）
- 〃 2 議第53号から議第69号まで、および議第71号から議第74号まで（日野町農業委員会委員の任命についてほか20件）ならびに報第3号から報第6号まで（令和元年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか3件）について
〔質 疑〕
- 〃 3 議第53号から議第67号まで（日野町農業委員会委員の任命についてほか14件）について
〔採 決〕
- 〃 4 議第68号から議第69号まで、および議第71号から議第74号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その6））ほか5件）について
〔委員会付託〕
- 〃 5 一般質問
- | | | |
|----|----|------|
| 8番 | 山田 | 人志君 |
| 3番 | 高橋 | 源三郎君 |
| 2番 | 山本 | 秀喜君 |
| 5番 | 堀江 | 和博君 |

会議の概要

－開会 9時05分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立お願いいたします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、暑い時期でもございますので、上着を外していただいても結構かと思いません。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

はじめに、会計管理者から行政報告があります。会計管理者。

会計管理者（山田敏之君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る5月31日、令和元年度の各会計の出納閉鎖を実施いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。本日配付させていただきました、令和元年度出納閉鎖状況の資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、一般会計につきましては、歳入96億3,901万2,204円、歳出91億4,389万9,909円、差引き4億9,511万2,295円の残額となりました。なお、歳入歳出差引額から繰越明許費に係る一般財源1,118万2,000円を差し引きますと、4億8,393万295円になりました。

次に、各特別会計の報告をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入22億1,253万2,482円、歳出22億373万9,176円、差引き879万3,306円の残額となりました。

簡易水道特別会計は、歳入1,268万5,186円、歳出1,265万532円、差引き3万4,654円の残額となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入8億3,158万6,203円、歳出7億7,014万461円、差引き6,144万5,742円の残額となりました。なお、歳入歳出差引額から繰越明許費に係る一般財源158万2,000円を差し引きますと、5,986万3,742円になりました。

農業集落排水事業特別会計は、歳入1億8,844万1,016円、歳出1億8,364万6,501円、差引き479万4,515円の残額となりました。なお、歳入歳出差引額から繰越明許費に係る一般財源40万円を差し引きますと、439万4,515円になりました。

介護保険特別会計（保険事業勘定）は、歳入21億9,911万8,867円、歳出20億8,276万2,251円、差引き1億1,635万6,616円の残額となりました。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）は、歳入523万5,530円、歳出491万

6,487円、差引き31万9,043円の残額となりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入2億5,822万2,478円、歳出2億5,444万1,309円、差引き378万1,169円の残額となりました。

西山財産区会計は、歳入231万7,200円、歳出193万2,637円、差引き38万4,563円の残額となりました。

以上、令和元年度出納閉鎖状況の報告といたします。

議長（杉浦和人君） 会計管理者の行政報告は終わりました。

日程第1 議第74号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第1 議第74号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第4号）、本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,202万6,000円を追加し、予算の総額を115億5,800万2,000円とするものでございます。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対する追加的な対応として早期の対応を要する事業について、所要の予算措置を講じるものでございます。

詳細をご説明申し上げます。議第74号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第4号）に添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

まず、7ページの歳入でございますが、第15款・国庫支出金、国庫支出金として保育対策総合支援事業費補助金を新規計上しております。第16款・県支出金では、滋賀県公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を増額補正しております。第19款・繰入金では、不足する財源に対応するため、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

9ページからの歳出でございますが、第3款・民生費であります。公立保育所運営事業および私立保育園運営事業、認定こども園運営事業において、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、国の2次補正予算による補助金を活用し、感染症対策に必要なマスクや消毒液などの購入を行います。

次に、第7款・商工費でございますが、地域経済緊急支援事業において、一般会計補正予算（第2号）において商品券配布の商工会補助金を計上しておりましたが、事業を見直し、全ての町民に対し町独自のふるさと日野町がんばろう商品券を1人当たり3,000円配布し、地域経済の活性化を図るものであります。また、商工会に新たに取られるテイクアウトなどの新型コロナウイルス感染症対策の商業活性化事業について補助を行います。

第10款・教育費につきましては、幼稚園費の幼稚園管理運営事業において、民生費の公立保育所および私立保育園、認定こども園と同様に、新型コロナウイルス感

感染症対策の強化を図るため、国の2次補正予算による補助金を活用し、感染症対策に必要なマスクや消毒液等の購入を行います。また、小学校費の小学校管理運営事業および中学校費の中学校管理運営事業において、緊急事態宣言の解除による学校再開に伴い短縮される夏季休暇等に備え、高温になる夏季中の給食提供に備えるため、配膳室等に空調機器を整備するものでございます。また、小学校費の会計年度任用職員人件費および中学校の会計年度任用職員人件費において、緊急事態宣言の解除による学校再開や短縮される夏季休暇等に備え、児童生徒が安心して学校生活に復帰できる体制を整えるため、学校の活動や教職員のサポートを行う学習支援員を独自に増員し、小中学校の人的配置を強化するものでございます。

以上、令和2年度一般会計補正予算(第4号)の提案説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長(杉浦和人君) 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは第2委員会室のほうにお集まりをいただきたいと思います。

それでは暫時休憩いたします。

—休憩 9時15分—

—再開 9時45分—

議長(杉浦和人君) それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議第53号から議第69号まで、および議第71号から議第74号まで(日野町農業委員会委員の任命についてほか20件)ならびに報第3号から報第6号まで(令和元年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか3件)について、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

1番、野矢貴之君。

1番(野矢貴之君) 皆さん、こんにちは。私のほうから質疑、2点について質問させていただきます。まず、2点とも補正予算に係る話でございます。議第71号、補正予算(第3号)のことと、議第74号、補正予算(第4号)につきまして質問させていただきます。

まず第3号のほうなのですが、きめ細やかな対応ということで、国が持続化給付金等々、商工のほうに対応しているところだと思っておりますが、どうしてもそういうところから、制度から漏れてしまう事業者が出るということで、町独自で対応するというような対策だと認識しています。そこで確認の質問なんですが、まずこれは商工会等に参加している、していないというのは関係ないものではないでしょうか。ルールの中で対策をしていこうとしますと、結構商工会に入っている、入っていないで対策

の度合いが変わってくるということが起こりがちなと思っていて、きめ細やかなところでは、商工会に入っていなくても対応されるというのが理想かなと思っています。

そして、これに関連してのもう1点なのですが、主に国のほうでは前年比ということが多いです。こちらのほうでは、国の給付金は50パーセント以上減額された場合ということでしたが、それよりも、これは20パーセントから50パーセント未満になっておりますが、これを前年比じゃなくても同じように、まだ1年たっていないけれど、頑張って営業しているところがあるかと思えます。そのようなところも対象から漏れない仕組みであるかどうか、その辺のところを確認したいです。

次に、第4号についてでございます。第4号は先ほど全員協議会でも説明をいただきましたが、こちらについてはもともと商工会事業への補助だと認識しています。今回は商工会補助金だったけれども事業を見直すと書いてあるんですが、認識としましては商工会事業ということではなくて、町の事業を商工会に委託するという考え方でよろしいのでしょうか。そして、そこに伴って、もともと商工会で予定されておられた商品券を配布するという事業自体はどうなったのかというのを確認させて下さい。そしてここに、対象店舗ですが、これも先ほどと同じような意味合いですが、商工会とは関係なく対象店舗が決められるのか、そして今年営業されたところも入るのか、この辺りを質問です。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） おはようございます。ただいま野矢議員より質疑を頂戴しました。1点目、補正予算（第3号）につきましての減収緩和の部分についてでございます。これについての商工会への加入要件があるのかどうか、そして前年比の比較になるが、創業間もない方の支援の仕組みはどうなっているのかというところでございます。

まず、これにつきましては、あくまで減収でございます。国のほうでの持続化給付金でございますが、あれは50パーセント以上の減収があった場合に給付金が支給されるものということでございますが、商工会要件につきましては特にそれを、減収ですので、あくまで持続化給付金は50パーセント以上ですけども、そこまでいかない減収がある、大きな事業への売上げが減少しているという方々への支援を何とかさせていただきたいなというところですので、商工会への加入要件というものは全く考えておりませんので、あくまで減収というところでございます。そして、要件につきましては20パーセントから50パーセント未満ということは、持続化給付金との併給は受けていただけないということをお願いをしようというふうを考えております。

創業間もない方につきましては、いろんな考え方がございます。減収の考え方に つきましては、あくまで前年同月比で何か比較できるもの、例えば昨年12月に創業 された方というのは一定比較ができるように、事業の期間で見ますと、今年の12月 を見てみれば比較はしようがあるんですが、今年の1月から3月につきましては、 比較のしようがございません。しかしこれにつきましても、国の持続化給付金では、 今の国の補正予算の成立を受けて、一定1月から3月に創業をされた方についても 対象にしていこうかという議論がなされているところですので、そういった前年比 較ができない部分につきましては、一定国の取扱いなどを勉強させていただきなが ら取り組んでいけたらいいかなというふうに思っております。

そして補正予算の第4号での商品券の事業でございます。これにつきましては、 町が商工会に委託をさせていただきたいというふうに考えております。もともと商 工会のほうでは、この事業につきましては、住民さんの厳しい暮らしの応援の部分 と、そして商工業の活性化という部分につきましては商品券を配布していこうとい うことがもともと、商工会の熱い思いがございました。そういう中で、町として 広く、やはり住民さんの生活を、より支援を拡充させていただくことが今の状況で 対応させていただけることかなというところにつきまして、商工会ともいろいろ議 論を重ねる中で、町からの委託事業という形に商工会とも調整をさせていただいた ところがございます。商工会といたしましては、やはり熱い思いの中で商工会事業 として取り組んできた、考えてきたという経過がある、そういうことをしっかり 町も踏まえてほしいと。そして小規模事業者のところに効果がしっかりと及ぶよう に取り組んでほしいということでございましたので、そういった思いもしっかり受け 止めながら対応させていただきたいと考えております。

対象店舗の取扱いについてでございます。これにつきましては、商工会員である かないかを問わず、広く町商工会で呼びかけをさせていただいて、取扱店舗の応募 につきましては商工会にお願いすることにはなりますが、商工会員であるかないか を問わず対象店舗にご応募いただく、そして、それが創業間もない方とかそういった 方であったとしても、それはあくまで創業された時期の話ですので、それについ ては、この商品券事業については対象外になるということは考えておりませんので、 広くご応募いただいて、いろんなところでお使いいただけるようになっていく事業 にしていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 課長、商工会事業で捉えているのか、町の事業と捉えているの かどうか。

商工観光課長（福本修一君） 失礼いたしました。商工会のほうでもともと立案をい ただいた事業ということでございます。ですので今回、商工会でお考えいただい ておりました商工会事業につきましては、この事業にお乗換えをいただくという形で

すので、商工会で別に商品券事業をされるかといいますと、それはこの事業に、商工会と一緒にさせていただくというようなイメージでおりますので、商工会単独で別の商品券事業というのは、今現在のところではお聞きはしていませんので、一緒に地域の商工業の発展に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） よく分かりました。1つ目の第3号のほうですが、前年比かどうか、それをどのように、国のほうを、様子を見ながらということなんですけれども、現時点で困っているところは、前年から経営していても最近経営されていても、同じように多分困っていると思いますので、その辺りはできれば漏れのないように、これを実際にスタートするときにはこの中でそれを包括的にできるのか、もしくは別の仕組みになるのか、どちらにしても今、既に現状同じように頑張っているところにきめ細やかな対応が行くような形でお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私のほうから1点の質問と、1点の要望をさせていただきます。まず質問に関しては、議第68号、工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その6））についてです。

まず、この案件は産業建設常任委員会の付託案件であります。全体工事予定の中での、今回のその6の進捗をどの程度なのかということを確認させていただきたいと思います。この件に関しては先日五月台の住民の方からも、この西大路鎌掛線の道路、もっと早うならんのかな、307号線の渋滞緩和につながるからなとお言葉を頂戴しました。そこで全体の工事予定、今、令和9年前後ということをお聞かせ願っていますが、この工事予定から、その6の工事予定が予定どおりの進みとなるのか、お聞かせ願いたいと思います。

もう1点の要望ですが、これ、3月議会にもお話しさせていただきました、コロナ対策全般に関してのことです。今回、国からの情報を基に補正予算（第4号）がいち早く、この日野町議会でも追加提案されてきました。対策を早くしなければという行政側の危機感と、スピード感があるなと思いました。今後についても継続した対応策が必要かと思われまますので、より一層危機感とスピード感を持つての対応をお願いし、後半のものについては要望とさせていただきます。1点目の質問に関して、回答をお願いします。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） おはようございます。西大路鎌掛線の、今回発注いたしますその6の工事をすることによって、進捗状況はどうかということでございます。

ます。

今回その6ということで発注いたしまして、鎌掛地先から現道までの、いわゆるバイパス部分の工事が完了するわけでございます。これにつきましては、平成30年度から国の国土強靱化対策の3か年ということで、その補助金に乗ってこの3か年で仕上げたという計画でございましたので、当初の計画どおり、この部分については進んでいるかなというふうに思っています。

議員申されたように、令和9年度前後を目標にということで現在取り組んでおりまして、今後社会資本交付金のつき具合にもよりますが、今年度西大路側のほうで道路の詳細設計のほうを、それから、引き続いて橋梁のほうの詳細設計も計画しておりますので、工事に着手できるように、順次準備のほうは進めているところでございます。また、国土強靱化の対策の関係ですが、これについても延長になるということが想定されますので、これにつきましてもそのメニューに当てはまるということで、申請のほうは現在もさせていただいております。当然、採択されるように、今後もアンテナを張りながら活用できるように進めていきたいなというふうに思っています。現在のところ、令和9年度の完成に向けて取り組んでいるという状況でございまして、当初の計画から遅れ等はないものというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 明確な回答を頂きましたので、私の質問を終わりにします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 私からは水道料金の補正に関して、2点質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけども、議第73号の水道事業会計補正（第1号）についてでございます。24ページの中にありますように、水道事業会計補正予算の実施計画で、支出の水道事業費、営業費用、総係費の中で50万円を支出するというところで考えておられます。これは今回、水道料金の減免のためのシステム変更作業委託費として50万円を計上されたものと思うんですけども、このシステム変更作業は、電算室に職員が配置されていると思いますので、その職員が変更できないものかどうか、ちょっとその辺をまずお尋ねしたいのと、もしどうしてもシステム上、電算室の職員で変更できないのであれば業者委託ということになるわけですけども、この金額が50万円ということで、委託契約の内訳があるかと思っておりますので、その内訳について具体的に教えていただきたいと、このように思うわけでございます。

次に2点目でございますけども、町の水道料金および簡易水道の料金について、4か月分の基本料金、これは2か月で3,200円ということで、4か月であれば6,400円になると思うんですが、これを無料にすると、あるいはこの減免という言葉を使

われていますが、減免するということですが、この4か月間のみ決められた根拠は何かをお尋ねしたいと思います。

以上2点について、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 3番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（柴田和英君） ただいま高橋議員からご質問いただきましたシステム改修についての、職員でできないかどうかということでございます。

このご質問につきましては、今現在6町クラウドということで、業者のほうに委託をしておる状況でございます、そちらのほうで改修をさせていただく予定しております。改修につきましては、一斉に減免措置をするというシステムを改修するわけでございますので、職員で手入力とか、その辺の業務というのはなかなか難しい状況でございますので、SEの作業によりましてそこをさせていただく予定しております。内訳につきましては、今ちょっと手持ちの資料がございませんので、また後ほど回答させていただきたいと思っております。

それと、6,400円で4か月に決めた根拠ということでございますが、水道料金の減免というのは大変、コロナ禍によりまして各家庭の支援というところと、併せまして財政、経営的な問題で、どこまでそれができるかというようなところのシミュレーションでの、いろいろ検討をさせていただきました。その中で、まずはやはり各家庭がそれぞれ外出を抑制されているというようなところで、家庭の中の支援をしていく必要があるということで、13ミリと20ミリの家庭用のメーターをさせていただくということに決めさせていただきました。それと4か月の根拠としましては、財政的に、今回の見ておりました中で6,160万ということの減額になりますので、それが減収になるということになりますと、水道会計の年間の給水収益からいきますと10パーセントほどの減収になるというようなところもございますが、それはそういう家庭支援の部分と財政的な部分で、何とか許容できる範囲いっぱいのところということで、この4か月の支援というのを決めさせていただいたところがございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） ただいま担当課長より答弁いただきまして、どこまでできるか検討をした結果、家庭支援ということと財政的な事情があるということで、家庭支援と財政状況のちょうど間といいますか、折り合いのよいところを取って4か月が精いっぱいだという答弁いただきました。しかし、私としては4か月では短いのではないかというふうに思うわけです。なぜならば、町の水道は全町民の命に関わる水ですので、この水が日野町としては滋賀県で一番高い料金に設定されていて、今日まで値下げを強く要望してきている経過もあるわけがございます。

今回、それに輪をかけたように新型コロナウイルスが感染拡大しまして、緊急事態宣言も出されました。そして今、担当課長の答弁にもありましたように、外出の自粛とか学校の休校等が突然行われたわけですが、その間、町民は家の中にいたということで、外出を控えていたわけです。そうすると当然水道量もたくさん使うわけですので、水道料金も使用料が高くなるというふうに思いますので、昨年と同月比で比較した場合、恐らくコロナの間は、外出自粛していた間は各家庭でたくさん水を使われていたと思うわけでございます。

そうしたことから、基本料金を4か月間無料にするというのではなくて、私としては、コロナはまだ収束していませんので、せめて今年末までの6か月間、区切りのよいといいますか、6か月間を基本料金を減免、あるいは無料にすべきではないかと考えます。水道料金の基本の無料化は全町民に対して平等に行き渡る施策ですので、その考え方、観点としては、私は非常によい案だというふうに思っているわけですが、しかし1つの区切りとして、今年の年末までの6か月間を要望したいと思いますので、町の考え方を再度お伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（柴田和英君） 高橋議員の質問の中で、コロナの影響で家庭用の水をたくさん使っていただいているという部分での延長、6か月にというようなご要望でございました。

昨年度の配水量から見た使用量の水量を比較させていただきますと、4月、緊急事態宣言が出たあたりから家庭用の水量も伸びているというような結果が、結果として前年比で2.9パーセントほどの水量が増えているというような状況が出ております。また、これは家庭ということに限らないということは、経済活動とか差引きはあると思うんですけども、結果的には2.9の増であったと。また、ゴールデンウィークから5月にかけてでございますが、ゴールデンウィーク期間中も少し、0.4パーセントほどは水道の使用量が増えていると。しかし、日野町には3つの配水池がございまして、東部系とか東部配水池のほうは少し水道の使用量が減っているというような部分もございました。それはイベントの自粛であったりとか、そういうような部分もあるのかもわかりません。

5月につきましては、対前年でいきますと約2.7パーセントの使用量が、去年よりは減っているというふうな状況でございました。これは第2波、第3波といいますか、延長の部分もあって、今後いろんな形で推移はしていくわけですが、日野町としてライフラインを守るという部分で、今回基本料金の4か月というふうにさせていただいたところです。その理由につきましては財政的な問題といいますか、そういう部分でいろいろ検討させていただいた結果ということでございます。

水道を取り巻く現状というのは、全国どこでも今後厳しい状況も控えているというところでございまして、10年先、20年先の、それぞれの老朽管の更新であったりとか、水道施設の更新というのに耐え得る経営が求められるという部分でございまして、今回のシミュレーションさせていただいた4か月が、水道会計でいきますと効果の部分と、財政的に何とかその部分では影響が少ないという部分で、4か月というところで決断をさせていただきました。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 私としては、要望をちょっとさせていただきたいと思います。

コロナウイルス感染拡大、今はちょっと収束に向かっているということで、緊急事態宣言も解除されていますけども、今後第2波が、スペイン風邪のことを思いますと、大体春から夏にかけて、半年遅れて第2波が来るということが分かっているわけです。第3波も半年遅れで来ています。それで、今年の1月にはやりましたので、今度は恐らく7月、あるいは8月にまた第2波が来るのではないかと、スペイン風邪を参考にすると予想されるわけでございますので、第2波が来る可能性も十分考えられますので、また今後の延長ということもご検討をお願いしたいと思ひまして、そういう要望を述べまして質問は終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 議第71号、一般会計補正予算（第3号）について、歳入、歳出に関連してお尋ねをします。歳入の2点については町長のほうでご答弁を頂きたいと思ひます。それから、歳出のほうは担当課でお願いをします。

今回の補正では、歳入のうち国庫補助金3,361万5,000円、それから県補助金13万円のほかに、財政調整基金から5,950万9,000円を繰り入れることになっています。コロナ対策につき込むことは大変結構なことで、いいかと思うんですけど、この時点で計6億、当初予算の繰入れ分から含めると計6億593万で、今度、今日出された4号を含めると、さらにそこに1億652万が加わると。財政調整基金の規模というのは自治体によってもまさに様々ですし、大きいところも小さいところもあります。ただ、昨年秋の決算委員会で示されました、平成30年度決算における日野町の財政調整基金の残高は9億7,196万というふうに、このときの資料ではなっています。今回の繰入れで財政状況に問題はないのか、大丈夫なのか。コロナ対策は結構なんですけれど、その辺が若干気になりますので、この点をお伺いいたします。

それから、これまで日野町というのは比較的健全な財政運営をしてこられたと、町税収入も着実に増やしてこられた。しかし、コロナ危機で町税収入も減少することが予想されます。そのような中で、どのような方法で自主財源の確保に努められるのか、その辺の見通し等をお伺いしたいと思います。この点については町長にお

願いをします。

それから歳出のほうですけど、歳出は教育振興費の部分です。教育振興費の補正部分についてはG I G Aスクール構想の前倒しをすると、そういう形での予算計上ということなんですけれども、G I G Aスクール構想というのは校内L A Nの整備をして、そしてパソコン端末を児童生徒1人当たり1台ずつにして、今の時代に活用していくと、そのような構想というふうに伺っております。ただ、今回のコロナの問題で、オンライン授業というふうなことが大きくクローズアップされてきました。ただ、G I G Aスクール構想自体では家庭と結ぶというふうな部分については構想されていないわけですよ。家庭と結ぶオンライン授業に関して、このG I G Aスクール構想がどのような形で関わってくるのか、そこら辺との位置づけ等をお聞かせいただければありがたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 4番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 加藤議員から、コロナ対策をするのは大事なことだけれども、財政調整基金を投入することによって、今後の財政も含めて大丈夫なのかと、こういう趣旨のお話がありましたし、町税の動向も含めて将来的にどのように考えていくべきなのかと、こういうご質問を頂いたところであります。

確かに現在日野町におきますコロナ対策は、5月15日の第1次コロナ対策、そして6月1日に出ささせていただきました第2次のコロナ対策、そして本日出ささせていただきました第3次のコロナ対策ということでございまして、いわゆる国の特別定額給付金21億円や、子どもさんへの児童手当の1万円上積みの2つを除きますと、残りが基本的に町独自の考え方に基づくコロナ対策ということになるわけでありまして、これにつきましては、トータルでいきますと約3億9,000万程度、これは水道の6,000万を含むわけでありまして、それぐらいの額が町独自の対策になってこようかと、このように思っております。

そうした中で、既に予算化しておりますが、国からの交付金が約8,400万ありますし、国からの補助金等も4,000万程度あると、G I G Aスクールも含めてですけども、あると。その残りを、いわゆる財政調整基金で約1億9,000万程度、さらには、水道会計については現在水道会計の中で回ると、こういうようなことで構成をしておるところでございます。そうした中で、財政調整基金についてはこれまで約10億円程度をめどに積み上げるということで日野町はやってまいりましたので、これが大きくけこむということになると大変心配なのでありますけれども、こういう非常事態において財政調整基金を繰り入れるということは、これはそのためにこそつくっておるわけでありまして、ちゅうちょすることなくこれは繰り入れるということで、現在でコロナ対策、約1億9,000万程度入れさせていただいているというのが現在の状況でございます。

ところで、国の交付金でございますが、4月の第1次補正におきまして地方向けの交付金が1兆円ということが言われまして、日野町に約8,400万円交付がされております。これは満額ではないというふうに承知をいたしております。あわせて、地方6団体がもっと交付金を増額すべきだということを要望して、今回2次の国の補正で、地方向け2兆円ということで昨日衆議院が通ったんですか、国のほうでも予算が組まれておるといところでございます。同じように、1兆円で8,400万ならば2兆円で1億6,000万という皮算用ができるのかどうか分かりませんが、このところはまだ明らかになっておりませんが、2兆円のうち1兆円程度は、いわゆる都市向けの財源配分みたいなこともアナウンスされておりますので、同じような割合で日野町に来るのかというのは分からない状況でありますので、ただ、当然何がしかは追加配分をされるということで、今、日野町が財政調整基金で入れております1億9,000万程度、さらにはそこに水道の6,000万、足せば2億5,000万程度については、頂くという言葉が悪いですね、国からしっかりと支援をされることが望ましいということで、これは今後の状況も踏まえて、町村会通じて要望をしなければならぬものと、このように思っておりますので、コロナ対策をしっかりと。国の交付金も当然視野に入れながら、その枠内にとどまることなく、財政調整基金も活用して必要な手だてを講じる。しかし、財政調整基金にしろ水道会計にしろ、住民の皆さんの貴重な税金でありますから、そこは将来も見据えた上で、今、必要な対策を打っていくということが大事だと思っております。

先ほど高橋議員も、水道料金、何で4か月なんやと、6か月したほうがええやないかと、こういうお話もありましたが、当然のことだというふうに思っております。上下水道課長の立場からすると、先ほどの答弁が妥当な答弁であると思っておりますが、私の立場からいたしますと、国のほうからしっかりと交付金が日野町のほうへ来ることを求める中で、そうしたことも含めて検討の余地は、今後の国の財政支援の状況も含めて、検討の余地は十分あると、このようにも考えております。

そうした中で、町税等の収入がどうなっていくのかなどのご質問もありましたが、まず令和元年度の町税収入につきましては、先ほど会計管理者のほうから繰越金の明細の報告がございましたが、おかげさまで令和元年度の税収につきましては41億円を超えるということで、日野町の財政始まって以来の高収入、高税収を得ることができたということで、大変ありがたく思っております。しかしながら、令和2年度がこうした状況でありますことから、それが当然厳しくなるということも念頭に置いておるところでございますが、これについても国のほうでも一定の手だてを講じるというふうにされておりますので、そこは引き続き、そうした状況も見ながら対応していかなければならない、このように思います。

また、自主財源の確保というお話もありましたけれども、地方財政におきましては当然基本となるのが地方税の税収であります。あわせて、地方交付税という制度が、当然大事な制度としてあります。さらに、それぞれの事業を推進するにあたって、国庫補助事業ですとか起債ですとか、そういうものをどう有機的に組み合わせながら財政を立てていくのかということが求められております。今回の交付金につきましても、国の補助事業の補助裏に充ててもいいというようなこともアナウンスをされているわけですが、それよりもむしろ、きちんと住民生活向けにすることが私は大事だと思っておりますが、国のほうも公共事業の補助裏に充てない場合については、また有利な起債を張ることについても検討しているようなアナウンスも聞いておりますので、そのように対応すべきであるというふうに思っております。日野町もこれまで、例えば学校のエアコンですとかいろんなことを、農道舗装ですとかいろんなことも、いわゆる補正予算を活用することによって、補正予算債という有利な起債を使うということも大事にしていまいりました。また、単年度で税収が伸びた場合について、それをどのように使っていくのかと。全部貯金に回すのか、それともどうするのかという議論をする中で、例えばなかなかすぐにはできないところも、税収が伸びたことによって対応していこうということで、この間、例えば学校への教育用プロジェクターの設置を、2か年にわたって設置をした、さらには、わたむきホールなどの大規模改修の……。

議長（杉浦和人君） 町長、答弁は簡潔にお願いします。

町長（藤澤直広君） ということでやっておりますので、税と交付税と補助金を、しっかりバランスを取りながら進めていくことが大事だと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 加藤議員から、G I G Aスクール構想における1人1台パソコンになったときの、将来的に家庭での、タブレットであるとか、そういうものを使った学習についてご質問を頂戴したところでございます。

今回、G I G Aスクール構想に基づく補正につきましては、1人1台パソコンの、そのような環境を整備するというので、今回提案をさせていただいています。G I G Aスクール構想につきましては1人1台のパソコンで、高速大容量の通信ネットワークを使って授業をしていくと、そういうことが子どもたちの新しい授業に当たるということになっております。その中にはステップ1、2、3ということで、それぞれに国のほうでは順番として、それぞれのこれから整備されたものを使ってどのようにしていくかというのが順番に示されているところでございます。現在、日野町におきましては1クラス1台分のパソコンしかございませんので、今回のコロナの関係で1人1台パソコンの前倒しということで、令和2年度で全ての子ども

さんの、国費でいう3分の2に当たる整備をするわけですが、その事業そのものについても、まだそれが導入されて実績も上がっておりませんので、それが今後どのようなことで進んでいくのか、もう少し、教師を含めた中でしっかりとタブレットを使った授業のやり方であったり、教材の工夫であったり、そのようなことが大変な課題になってくるかなというふうに思っています。

今回コロナの関係で、日野っ子・オンラインということで、学習の学びの広場ということで、現在オンラインのことを提供しておりますが、これも学習の補助教材というような形で、それで学習を主にするというのもございませんので、まだまだそこまで教材づくりであったり、そういうノウハウも、教師自体も上げていかなあかんということでございますし、また今回のことで、ご家庭のタブレットを使える状況であるか、そういうものを調査をしているんですが、なかなか全ての子どもさんの中にその環境が十分に行き届いているということが保障できていないというところがございます。また、小学生でありますと、その機械を使って本当に集中できて学習ができるかということも、なかなか課題が多いかなと思っておりますし、兄弟がおられると、1台のパソコンを兄弟が争うとかいろんな関係で、十分なハード的なことが家庭でできるかも、もう少しかかるのかなというふうに思っています。

今回、GIGAスクール構想でそのような、学校の中で1人1台パソコンの中での状況をつくった中で、ご家庭でのそういう継続した、パソコンを見た授業であったり学習だったり深まってくるのも、もう少し実質的には時間が必要なのかなというふうに思っていますが、大きな流れとしてはそのような、学校で学んだこと、また家庭でもできるような、そのような関係になっていくのかなというふうに感じております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 町長がおっしゃったことについては、大体概略を理解させていただきました。ありがとうございました。GIGAスクール構想については、いろんな問題点も持ったものでありますし、それから今現在、オンライン授業というものをすぐにはできないというのは、もちろんよく分かります。妙な形でオンライン授業を導入すれば、やっぱりおっしゃるように、家庭環境によって格差がより広がるのではないかという、そういう危惧を非常にしております。ただ、今回、校内LANを整備して1人1台ということをされましたので、それがちょうど、たまたまコロナのところと時期が重なったといいますか、そういうことになったんだと思いますが、それをある意味では生かすということと変な言葉になりますけれど、それとの関わりも見詰めながら、オンライン教育の整備というか、そういう方向を検討いただきたいと。あんまり拙速になったらいけないけれど、そういうふうに思っております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは私からも、2つにわたって質問をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、議第71号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第3号）について、その中からお尋ねいたします。

まず1つ目ですけれども、防災活動事業ということで、今回避難所におきまして感染防止を図るために、避難者同士を仕切るためのテント型のパーティションを整備されるということでございますけれども、避難所だけじゃなくて医療機関などで診療を受けていらっしゃる方も、感染防止のために仕切るパーティションとかが必要になってくると思うんです。医療機関のほうでそろえていらっしゃる場所もあるかとは思いますが、小さい治療院さんとか医院さんではなかなかそうもいかない、そこまでのことができないところもあるかとは思いますが、この辺、行政のほうで対応というのは考えていらっしゃるかお尋ねしたいというのが1つと、もう1つですけれども、今、1人1台パソコンについて加藤議員からお尋ねがあったところでございますけれども、先日1週間ほど前に、チラシに入っていました藤澤町長の後援団体さんによりましてチラシによりまして、1人1台パソコンを整備しますというふうに、町長のお手柄といいますか、政策のように書いていらっしゃるんですけど、これはあくまで国がやっておりますGIGAスクール構想に基づく政策でございますので、何も町長が発案されて町長が実践されるというものではないというふうに私は思っておりますけれども。

それはいいんですけれども、この1人1台パソコンは先ほども加藤議員のお話の中にもございましたけれども、学校だけじゃなくて、行く行くは家にも持って帰れるようにされるのかどうか、ちょっとそういう声、住民さんからも、これ、どうなんか聞いてほしいというのを伺いましたので、その辺をお尋ねしたいと思います。例えば、さっき高橋議員さんの中にもありましたように、もし第2波、第3波が訪れて、またこの間までのように自宅で自習されるような時期が来たときに、家にパソコンがあるお子さん、ないお子さんありますし、タブレットになりますと、経済的な理由だけじゃなくて、やっぱり子どものモラル、マナー、こういった部分でも、安全性のためにということで持たせていらっしゃるご家庭もあるかもしれません。そういう場合にも、あると便利だのというお声もあります。と同時に、家に持って帰られますと、家の無線LANであるとかWi-Fiに接続された場合にセキュリティの問題なんかも出てきますので、慎重に進めないといけないかもしれませんけど、その辺どういう予定を持っているのかを、ちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

それともう1つは、令和2年度一般会計補正予算の第4号のほうです。議第74号、

これについてお尋ねしたいと思えますけれども、先ほど山本議員のお話の中でも、大体のことはお話伺ったんですけれども、地域経済緊急支援事業についてでございますけれども、今回、臨時議会で可決しました5月補正の中で、商品券の配布、これは商工会補助金を計上してありましたけれども、これを今回見直されまして、ふるさと日野町がんばろう商品券というふうに変更されるということでございますけれども、これ、概要書を頂いております。この中を読ませていただくと、「全ての町民に対し、あらかじめ登録された町内の店舗で利用できる町独自のふるさと日野町がんばろう商品券を1人当たり3,000円分配布し」というふうに書いてありますけれども、まだこれ、これから審議にかかるもので、議決されたわけじゃないんですけれども、あらかじめ登録されたということは、まだ議決されていない時点でこれは登録作業を行っていらっしゃるのでしょうか。この登録に至る基準、ここはオーケー、ここはちょっとという、そういう基準がもしおありになるのであれば、その辺もお伺いしたいというふうに思いますし、また今度、商品券の使える商品とかサービス、こういったものの範囲とか基準、こういったものも教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） ただいまご質問いただきました、医療機関でのパーティションの必要性についてでございます。おっしゃります通り、パーティションにつきましては飛沫の感染を防ぐための有効な手段というふうにされております。医療機関とのお話合いの中では、現在のところパーティションに対するご要望は伺っておりません。なぜかと申しますと、まず医療機関の場合は、患者さんが医療機関に入られるときの経路の切り分けが大切になってくるということで、日野記念病院においては完全に切り分けした中で患者さんを受け入れられていると。そして、個別の小さな医院、診療所については、経路の切り分けが難しい場合は車中に残っていただいて簡易な診察を行うというふうな、それぞれの診療所による工夫をしていただきながら、今、診察をさせていただいているところです。したがって、今後町内の医師会さんとも話をする中で、こういうパーティションが必要になってくるということがあれば、また検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 教育委員会教育次長。

教育次長（望主昭久君） 後藤議員より、1人1台パソコンになった時の家庭での使い方ということでご質問を頂きました。

現在国費で見ている分については、3分の2の台数について今回計上させていただいておりますので、3分の1につきましては町の中で今後、進めていくということになっております。ただ、国のほうが前倒しで、今年全ての学年でということにな

りましたが、まだまだ町のほうにつきましてはもう少し、今ある部分もござい
ますが、それに足していかなあかん部分もございしますので、全ての中で1人1台になる
のはもう少し年数がかかるのかなというふうに思っております。ただ、今ある機械
につきましてももう少し前の型が入っていますので、今回導入するような、4万
5,000円で全てが来るタブレットではないので、その辺の更新であったり、そうい
うものがそろわないと、なかなか全てに1人1台パソコンの状況は、少し日野町の
場合ではかかるかなというふうに思っております。各家庭で、将来的にはそのよう
な形が強く望まれるのかなというふうに思っています。

先日、インターネットの接続環境の有無ということでアンケートのほうを取らせ
ていただきましたが、全体で、小学校ですと4割程度、中学生ですと4割5分ぐら
いのご家庭のほうから回答がございまして、インターネット接続できる環境がある
かという問いに対しまして、そもそもインターネット回線のそういうものに答えて
くれるご家庭というのは、ほぼ環境は整っておりましたので、高い率で環境がそろ
っているということがございました。ただ、全体で回答いただいているのが4割で
あったり4割5分になりますので、まだまだ各ご家庭ではそのような環境というこ
とが整っていないのかなということが推測をされるところでございます。

また、学校でもこのタブレット板を家に持ち帰るということにつきましては、先
ほど後藤議員がおっしゃっていただいたとおり、セキュリティーであったりいろん
な面でたくさんの課題があると思いますし、またそれをすぐにできるコンテンツと
いうんですか、学校のそのような教材も十分にそろっていないということでござい
ますので、今すぐそのような環境で、1人1台町が整えたパソコンを持って帰って
というのは、もう少し将来的なことになるのかなというふうに思っています。

当然、世界的に見てもそのような環境になっていると思いますので、それに目指
す日本の姿がそこにあるのかもわかりませんが、世界的に言えば文房具のようなイ
メージで、各小学校に上がるときに4万5,000円のパソコンを買って、そして6年
間使うというような、そういうところもございまして、また、パソコン自体も今整
備をされましても、やはり5年、6年で更新ということになってまいりますので、
それらのことは今後、今回導入したパソコン、タブレット板をどのように教育に生
かしていくのかというのは、また大きく日本の中でも考えていかなあかんのかなと
いうふうに思っています。また、各このような状況の中で、あるものだけでも渡そ
うかというのもあるかと思うんですが、その場合でもモバイルルーターを各タブレ
ットと一緒につけましても、やはりそこには通信費というのがかかってまいります
ので、それをご負担するかどうかということも全て、町で持つのかということも
ありますので、この議論につきましてはもう少し、またこれも時間がかかるのかな
というふうに思っております。将来的にはおっしゃるとおり、持って、家でも見て、

学校でも見てと、そういうふうなのがICTの教育を生かした全ての姿かなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま、補正（第4号）につきまして2点ご質問を頂きました。

商品券事業について、説明の中であらかじめ登録されたお店で使えるという表現やったけども、それ自体はまだ着工してへんはずやぞという話の部分やったかなと思います。もちろんです。この事業につきましてはこれからの事業でございますし、あらかじめ登録されたというのは、ご応募いただいて、そして住民の方々に商品券をお送りさせていただく段階で、その段階ではやはり、登録されたお店はここですよとご案内を差し上げて、その中で、地域内で消費が活性化するようにというふうを考えておるところでございます。

また、商品、サービス、どういったものが応募できるのかという、取扱店として応募できるのかというところでございます。ここにつきましては、特に制限を設けるとかそういうふうには思っておりません。それでもやはりこの間、飲食業関係につきまして非常に厳しい状況をお伺いしているところでございます。そういったところでできるだけ、そしてあと小売さん、いろんな小売さんのところでもやはり売上げが減少している、そういう状況を非常に伺いしておりますので、そういったところの小売さんを中心として、商業の活性化に努めていきたいなというふうに思っております。これにつきましては先ほど申し上げました、今後町なり商工会のほうで取扱店を募集させていただいて、そして広くそれに応募いただく、そういう中で住民さんにご紹介をさせていただいて、地域の中でお金が動いていくような取組につなげていきたいなというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 大体のことは分かりましたけれども、今の補助金の件でもう一度、そこのところだけお尋ねしたいんですけれども、そもそも、これ、もともと商工会の補助金の事業として、商品券配布について計画されておりましたので、商工会さんのほうもそれに向けていろいろ検討したり、準備も始めていらっしゃったと思うんです。それをなぜ、あえて今回のふるさと日野町がんばろう商品券に切り替えられるのかということ、根本的なところをもうちょっと詳しくお話しいただければと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 当初商工会で考えておられた事業を、なぜこういう形に変えてきたのかというところでございます。

商工会が当初お考えでありました会員さんへの支援金の配布、そして商品券の配布事業などへの補助金につきましては、第2号補正で議決を頂戴したところでございました。そういう中で、5月の臨時会の際にも、議会の中でも商工会の会員と会員以外との公共・公益性をどう確保するのか、また、地元小売業への経済への波及を考えることが非常に大事やぞということを、ご指摘を頂戴したところでございます。そういった議会での頂戴いたしましたご意見などを踏まえまして、今回、より地域の中での商業の活性化につながるようというところで、補助金を委託料という形で拡充して取り組ませていただきたいということにつきましても、もちろん商工会のほうにも十分お話を何度もさせていただきたく中で、こういう形を取らせていただいたところでございます。

先ほど野矢議員のご質問の中でも、商品券の配布に関しましては商工会の地域の方々の暮らしをしっかりと応援する、そして、地域経済の活性化を図っていくんやという商工会の熱い思いを伺う中で補助金も見させていただいてきましたし、こういう形でより拡充する中で、1世帯3,000円を1人3,000円に拡充させていただくことで、なおかつ商工会の会員であるか、ないかを問わず、広く商業の活性化につなげるために、配布事業として商工会への委託を考えさせていただいたところでございます。内容につきましては、やはり商工会の中で当初からそういうお考えをお伺いしていましたので、しっかりとそこにつきましては商工会とも議論させていただきたく中で、商工会としてもやはり、商工会としての思いをしっかりと酌んでくれということがございました。そして、商工会といたしましても広い目で、より日野町の中で商業を活性化していくようというところでご理解をいただいたというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） この新型コロナウイルスの感染拡大問題につきましては、福祉的な側面から見ても経済的な側面から見ても、影響を受けていない人は多分いないと思ひますので、ぜひ多くの方が安心して暮らせる、そしてまた経済的に打撃を受けたところでも持続できるようにということで、広く多くの方に福祉が行き渡るように、ぜひ努めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） 私からは、議第53号から議第67号までの日野町農業委員会委員の任命について、このことに関連してお尋ねさせていただきたいというふうに思ひます。

今回、任期を終えていただく農業委員さんは、この農業委員会の制度が抜本的に改正されて最初の委員を務めていただいたということだと思ひんですが、4年前に

施行されました新しい農業委員会法では、制度的にいうと公選制から市町村長の任命制に変更されたということなのですが、その法改正の趣旨として、農地利用の最適化というのがその根本の目的にあるんやという話を聞いていた覚えがあります。そのために委員会が最適化推進委員という人たちを委嘱して、また委員会が最適化の推進に関する指針を定めて、推進委員はその趣旨に沿って活動すると、そんなことやったように覚えています。また、これは別のところで聞いた話なのですが、商工会議所は地域の商工業者の代表として、行政庁に対して意見具申をするということが会議所法で定められているのですが、同じように農業委員会も、農業者の代表をして行政庁に意見具申、つまり政策提言ですよ。政策提言をするという期待が、この法改正には込められていたというようなことも聞いた覚えがあります。

そうしたいろんなことの趣旨を踏まえた上で、法改正後最初の任期期間中にどのような活動経緯があったのか、また当初、日野町は農地の集積も厳しいんやという話も聞いていましたので、どのような成果があったのか、その概要を教えてくださいなと思います。

議長（杉浦和人君） 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） ただいま山田議員よりご質問を頂きました、農業委員会法の改正以降の農業委員、そして最適化推進委員活動の経緯なり集積なりの成果ということでございます。

農業委員会法の改正が平成28年4月1日施行になってございまして、それ以降、最初の農業委員さんにつきましては23期ということで、平成29年7月20日からこの7月19日までの3年間を任期ということで、農業委員さんについては15名、最適化推進委員さんについては20名の方の委員で活動をしていただいているという中で、農地の最適化というような部分での業務と申しますか、重要な事務というような位置づけがある中で、多くは集積化という部分でございまして、先ほど議員申されました指針というものを平成30年1月に農業委員会のほうで制定をいただく中で、その活動の目標でございまして。制定がされたときには集積率が35パーセントでございまして、活動の終わる、今の3年後の目標としては42パーセントの目標を持ってございまして、最終の令和5年、3年後の令和5年ですが、そのときには50パーセントの集積の目標を掲げているような状況でございまして。

今現在の目標は、先ほど42パーセントというふうに申し上げましたが、最終的に今回の集積率といたしましては41パーセント、42パーセントに対しまして41パーセントの集積率というような結果が出てございます。それと併せまして、集積という部分でございまして、農業委員さん、最適化推進委員さん共々、過去にはそれぞれの集落、地区ごとの農業組合長さんにお集まりをいただく中で、集積に向けての懇

談会といいますか、意見交換会というようなものを地区別に実施をいたしまして、地域である問題点を聞き取りをしてきたという部分もございますし、その後、農業委員さん、推進委員さんが中心になっていただいて、各集落で集積に向けての話しを進めていただいて、集積率の向上に努めていただいたというような経過がございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 3年間の活動経緯なり、成果はよく分かりました。

再質問で、次の3年間に期待することをちょっとお聞きしたいんですけども、農地利用の最適化というのは、今ほどちょっとお聞きしたように農地の集積、集約化で大規模農業を目指すという、言わば国の市場原理主義的な考えが背景にあるのかなと感じたりもしているんですが、一方で日野町は中山間地もあって、面積的にもなかなか集積というのも難しいという話も聞いていますし、今でも最終目標が50パーセントというところですので、それであるなら、その指針づくりの中で地域の状況を踏まえた指針の策定という留意点も書かれていますので、日野町の特性も踏まえた日野町なりの農業経営の魅力を高めていくようなビジョンというのを農業委員会のほうで示すということは今後できないのか、その辺の可能性についてお聞きしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 農業委員会が定めます指針についてということで、この指針につきましては、任期が終わるごとに検証をして見直しをなさいたいというようなことがうたわれております。今の結果で41パーセントの集積率があったということでございますが、国では今おっしゃいました大規模化を進めておられるという部分もあるんですが、日野町は日野町なりの、大規模化ばかりでもないし、家族農業という部分を、国連でも決議が出ているところでございますので、その状況等々を踏まえていく中で、日野町では何が一番いいのかというようなことも、今後新しい委員さんの中で問題を提起し、議論を進めていただく必要があるなというふうには感じております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） よく分かりました。これ以上質問はしません。関連することはひょっとしたら午後の、また一般質問でお尋ねすることがあるかもしれませんが、以上で私の質疑は終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

9番、谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 私からは1つだけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。議第69号、工事請負契約について（日野町防災情報伝達システム整備事業）

についてお伺いします。

これは、デジタル化に伴い更新するということでお聞きしております。それで、野外拡声器子機の10基、公民館7基と、小野、西明寺、熊野の3基を従来どおりに設置されるということで、これ以前にも野外拡声器が各公民館に設置されておりますが、地区により拡声機が聞こえない地区もあるということが出ていましたので、それは今、このデジタル化に伴いカバーできるのか、その成果的というのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 9番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 谷議員より、議第69号、工事請負契約についてのご質問を頂きました。

今回の請負契約におきましては、現在の防災行政無線をデジタル化すると併せまして、各地区、また集落に設置しております屋外拡声子局を、9局を10局にするというところでございます。ご質問の、デジタル化によってこれまで聞こえなかったものがどれだけカバーできるかというご質問でございます。その点につきましては、1つは新しいスピーカーに替わるということでございますので、一定音の広がりには増えるんですけども、今考えておりますのは、屋外拡声子局がその地区全ての方々に音声で緊急事態などをお知らせする役割ができるとは考えておりませんので、その、今設置しますところにつきましては各地区の公民館、指定避難所が主でございますので、指定避難所の周辺にお集まりの方々に十分、屋外におられる方も知らされる範囲が届けば、十分役割は負えるというふうに思っております。それで、おうちにおられる方、またそういった方々については今後、今年度整備をする予定でありますスマホでの防災アプリや、戸別受信機の配置などによって情報はお知らせといいますか、情報は得ていただけるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 今、総務課長が申されましたように、避難所として公民館のシステムで伝えるということで、あとは順次、また今、高齢者世帯とか、携帯のアプリで知らせるということですが、それはもう続いて、その事業に取りかかっているということですか。この災害はまたいつ起こるか、すぐやってくるか分からないし、今回のようにコロナウイルス感染で、今どんな状態なのか、どんなことが起こっているのか、そういうことが全然分かっていないので、それを今、これをされるんだったら続いてされるのか、その点、もう一度ちょっと確認だけさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 谷議員より、今年度の整備の全体の流れということでご質問かと思えます。

まず今、工事請負契約で提案させていただいたものはハード事業で、スピーカーを付け替えるというものになります。もう一方で、防災アプリの件でございます。これにつきましては予算が、当初予算で見させていただいておりますので、指名型のプロポーザル方式によりまして一定、今現在1者を、契約はまだなんですけれども、1者を優先の交渉権ということで決定をいたしております。その中でこういったシステム、また防災行政無線と連携した情報伝達ができるかということは今、業者と詰めているというところで、もうすぐ契約を結ばせていただいて、年内にはあらかじめのご説明ができるような形をつくっていききたいなというふうに思っております。

もう1つ、戸別受信機でございます。これにつきましては対応はまだでございますけれども、そこは、今考えておりますのは、本体を購入いたしまして、備品として購入いたしましたものを必要とされる方にお配りするということになりますので、一定防災アプリの説明と併せながら配付をしていきたいなというふうに思っておりますので、今のデジタル化の無線と連携もしますので、一定時期を合わせながら、配付を計画しているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 一日でも早いように進めていただきたいと思います。また委員会でもありますので、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

議第71号の一般会計補正予算（第3号）の歳出、防災活動事業でございますけれども、2,128万円についてお伺いいたします。避難所生活での感染防止を図るテント型のパーティション購入ということでございましたけれども、大変早い対応をされたというふうに思いますけれども、どれだけ購入をされるのか、この配備計画を教えてくださいたいと思います。防災センターのほうに、1か所に整備されるのか、また各公民館のほうにされるのかということをお伺いしたいと思います。また、発注されまして、台風シーズンとか大雨のシーズンが近づいているわけなんですけれども、納品というか、納入はいつ頃になるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 中西議員より、議第71号、一般会計補正予算についてご質問いただきました。

防災活動事業で、テント型のパーティションの購入を計画しております。今現在、1つのサイズが、高さが1メートル80のサイズで、天井は開くんですけども、開いた状態のテント型になりまして、これを700個予定をしております。1つが大体3万円程度になるんですけども、これを導入するにあたりましては、今回コロナウイルスの関係で、国等がこれまでですと通常カーテンとか段ボールベッドとか、そういったものが言われていたわけですけども、コロナウイルスの関係で2メートル間隔を空けましょうということで、非常に広いスペースを取らなければいけなくなってきたということ。そういう中で、このテント型ですと、四方を囲われた中でのテントになりますので、テントとテントの間は感覚を空けるんですが、もう少しスペースがつかれるということで、今回これを選ばせていただいたということでございます。国のほうもこれを推奨されたという経緯がございます。

できましたら、梅雨入りになったわけですけども、予算が通りましたら早いうちに対応したいなというふうに思っております。今のところ防災センターのほうに、1か所にたちまちは配備をさせていただいて、その中でこういった避難所の活用の仕方スペースをつくって、こういった設置ができるかということ、もう少しシミュレーションしないとけないなというふうに思っております。今のところ、全ての体育館を活用して広いスペースで配置をするという計算の下、700個というような数字を出させていただいたのと、その人数が、1つのテントの中にお二人入られた状態で、東南海の地震が起きた場合であっても、避難される人数のマックスの状態が一度に収容できる個数があるということで、700個を算定させていただいたというものでございます。今回のコロナの関係でいろいろ、国のほうがスペースの問題、それから発熱されている方は1つの同じ場所でなくて空き教室なんかを使いましょうとか、いろんな指示がございますので、そういったシミュレーションをしながら考えていきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 質問ではありませんけれども、台風シーズンとかになりますと会議所、西明寺ですとか平子なんかは会議所のほうにも避難をされますので、密にならないような対策というか、そういうふうなものしっかりと、また今後お願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 第2次のコロナ対策支援事業が迅速かつ的確に実施されますことを願ひまして、私のほうから3議案について質問をさせていただきます。

1つ目に、議第69号、日野町防災情報伝達システム整備事業についてであります。この事業はデジタル化による操作卓一式と親局1局、そして日野公民館への増

設を含む屋外拡声子局10局の整備であります。この事業の当初予算は2億474万4,000円計上されていましたが、契約の金額は1億2,445万4,000円になっています。その差額が8,029万円となっていることについて、町のほうではどのように受け止めておられるのか、お伺いをいたします。

2つ目に、議第71号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第3号）についてであります。これについては2つお聞かせ願いたいと思いますが、コロナ対策における体温計の購入についてであります。民生費の公立保育所運営事業と認定こども園運営事業は、一般財源での体温計の購入ということであります。そして、教育費の幼稚園管理運営事業は、県支出金で体温計の購入ということであります。これについては何台購入されて、どこに何台整備されるのか教えて下さい。また併せて、5月臨時議会でも質問をさせていただきましたが、学童保育所にも必要ではないかというふうに考えますが、どうなんですか。そして、小学校、中学校には既に整備、配備されているのかどうか、お伺いをいたします。そして今後、公民館等の町の施設でも必要と思われるところに設置を考えていないのか、お伺いをいたします。

そしてもう1つ、商工費の地域経済緊急支援事業についてであります。この事業の申請期限はあるのかどうか。そして4,000万の予算計上をされていますが、小規模事業者はどのぐらいの業者を見込んでの予算計上なのか教えていただきたいと思えます。国の持続化給付金の、国への申請はオンライン申請によるもので、個人商店や個人事業者には申請が難しいということで聞いております。今回の町独自の支援事業の申請方法はどのようにされるのか、教えて下さい。

そして、もう1つの議案であります。議第73号、令和2年度日野町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。この日野町の水道料の基本料金の減免については大変喜ばしいことであるというふうに評価するものであります。県内の水道料金を減免される市町は、数件の市町が提案をされています。そうしたことから、県の企業庁の受水基本料金を、減免期間を引き下げる県の支援もあってもいいのではないかとこのように考えます。町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 齋藤議員より、議第69号、工事請負契約についてご質問を頂きました。当初予算と今回の入札での契約額の差額が8,000万ほどあるというようなお話でございます。

今回、入札にあたりましては16者を指名いたしまして、8者の応札で1者が落札したというところでございます。当初の計画にあたって大幅な変更はないわけでございますけれども、1つは機器が、今回Q P S K方式ということで、安価な方式であるということが1つ、デジタル化であっても方式ができてきたということで、こ

れまでの整備のものというよりも、安価に対応できるようになってきたというのが1つございます。そういった中で今回、入札によりまして安価に対応できるということで、これに併せまして整備を、各地区、10局の子局もございますので、どういった対応が、地元とのお話の中でいろいろあるかと思っておりますので、予算の範囲の中で十分な整備をしたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 齋藤議員のほうから、非接触型の体温計についてご質問を頂きました。

非接触型の体温計につきましては、5月中ずっと幼稚園が休園をしております、6月1日から再開するということで、それに合わせて保育園につきましても通常の保育を始めるということで、何か対応をしていかなければならないということで購入に向けて動いたわけでございますが、それにあたって、幼稚園につきましては、探してみたところ10分の10の補助があるということで、こうして予算を上げさせていただきます。当初につきましては、現有予算の中での対応を考えていたわけでございますが、こうして補助金もあるということから、補正でこうして計上をさせていただきますところでございます。

そんな中で現在、配置につきましては、保育園、こども園につきましては各保育室に1台の配置を考えております。また、幼稚園につきましては、小規模な西大路と南比都佐につきましては園に1台、日野と必佐につきましては各年齢ごとに1台、また日野、必佐につきましても、預かり保育につきましても対応するのに各1台の対応というふうに考えております。また、子ども支援課の中では現有予算の中での対応ということで、ぽけっとに1台、また各公民館のサロンにも1台ずつ対応しようかなというふうに考えております。これにつきましては、やっぱり小さな子どもさんにはなかなか脇に挟んだりするのが難しいという状況もございますので、早い対応をとというふうに考えているところでございます。

そんな中で、学童につきましては現在のところまだ予定はないわけでございますが、また学童さんのほうとも相談しながら、必要であれば協議のほうを進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 齋藤議員より、非接触型の体温計の整備ということでご質問を頂戴いたしました。現在、学校につきましては、中学校に2台、日野小学校に1台ということで、非接触型の体温計があるということは承知しているんですが、まだ各小学校に配置はできておりませんので、現計予算の中で対応するというところで、今7台のほうを既に発注をさせていただいています。ただ、この時期でございます、発注が集中してまだ納品に至っていないというところでございますので、

小規模校につきましては1台、必佐には2台、あと日野小学校にももう1台、中学校にももう1台ということで、計7台を予定しています。児童生徒になりますので、もう少し対応のほうも、今までどおりの体温計もごございますので、学校にそれぐらいの程度でしたいなというふうに思っています。ただ、また第2次補正とかもごございますので、その中で必要であればしっかり考えたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 減収緩和の支援金につきまして、ご質問いただきました。

まず、申請期限につきましてです。これにつきましては、国のほうの持続化給付金の申請期限が12月分までを売上げを比較すると、12月でも比較ができるよという形にされていますので、国の申請期限は1月15日に、来年令和3年1月15日を申請期限という形に持続化給付金はなっておりますので、それに合わせていただいて、1月15日という形に対応していきたいと考えております。

その20万円の200件を見込ませていただいたところでございます。その内訳について、どう見込んだんやというところでございます。日野町の経済センサスを見ますと900件余り、900事業所ほどあるという形で出ております。しかしながら、この中で重複した業種もおいでになるのかなというところと、そして今回、やはり小売業、そして飲食関係、そして私どももあまり存じ上げなかったんですけど、理美容関係につきましてもやはり売上げが減少しているということや、いろいろお伺いしています。そういう中で、大工さん、そういう方もおいでになります。そういう中での、工務店さんやらを合わせましての200件の形を見込ませていただいたところでございます。

なお、申請方法につきましては、国のほうはオンラインでということが基本になっておりまして、県下でもサポートセンターができたりということはしておりますが、日野町の場合はやはり紙ベースで申請を、添付書類につきましては大きく変わらないんですが、できるだけ柔軟に対応していく中で申請をいただきやすいように、紙ベースでないと処理もできないというところも、こちらもごございますので、紙ベースで考えていきたい。ただ、郵送いただく場合につきましては、やはり個人情報もごございますので、簡易書留でいただくという形ではございますが、基本的には紙ベースでのご提出をいただく中で、スムーズにお知らせしていけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（柴田和英君） ただいま県の企業庁に対しまして、水道減免の、県に対して支援を求めていってはどうかと、町の考えはどうですかということでご質問いただきました。

今現在、滋賀県内で19市町のうち、9市町が水道減免を実施、または検討するというので、約半数近くの事業者がそういった状況で検討、また実施をされている状況でございます。この受水費用の引下げにつきましては、滋賀県企業庁に対しまして、こちらのほうの滋賀県町村会を通じまして受水費用の減免の要望をしております。また、毎年この中部管内といいますか、2市2町の受水市町が共同で企業庁に対しまして要望を行っております、その機会にも県の考えといいますか、県の経営的とかそんな部分も、考えもありますやろうし、また町のほうでは住民サービスの向上ということでこの状況をしっかりと伝えまして、お互いに議論をした中で要望をしてみたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） いろいろと分かりやすく説明いただきまして、ありがとうございます。防災伝達システムについては、安価に契約ができたということはよかったかなというふうに思いますし、これ、非常に大事な事業でありますので、適切な整備をしていただきますようお願いをいたします。

そして2つ目の、体温計の購入についてであります、今のところ学童保育所には予定はないということになります。できれば早急な対応なり購入もしていただければ、第2第3の補正の中でも考えていただきたいということでお願いしたいと思っております。ちょっと、公民館の対応についてはもう一度お聞かせ願いたい。ぜひお願いしたいと思うんですけど、そこをどう考えていただくかということ、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

そして、地域経済緊急支援事業であります、これは、申請については紙ベースということで、申請がなるべく難しくならないようにしていただきたいと思っておりますので、そこを配慮していただきますようお願いをいたします。

そして水道事業であります、今、町村会のほうでも要望していただいているということをお聞かせいただきました。この市町がこれだけの減免という措置をしている中で、やはり県もそういった支援をしていただくべきやというふうに思いますので、さらに企業庁への要望をしていただきますようお願いをいたします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま齋藤議員さんのほうから再質問を頂戴いたしました。公民館等の社会教育施設に対する非接触型の体温計の配備についてということで頂いたところでございます。

公民館等につきましても多くの来客が、来館が見込まれるという施設でございますので、小学校の再開よりも少し前から、少人数の会合等については貸館を始めさせていただきますところございまして、こういったところについての配備も必要ではないかというふうなことを事務局のほうで検討させていただきまして、現在

その時期に、小学校と併せまして発注のほうをさせていただいております。こちらにつきましては、現有予算の中で対応させていただきたいなというふうなことを考えて発注させていただいたところでございます。あわせて、近江日野商人ふるさと館につきましても同様にさせていただくということを検討させていただいておりますが、昨今の状況でございます、発注をかけさせていただいておりますが、まだ届いていないのが現状でございます。届きましたらすぐに配備をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それではまた購入のほう、整備、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、私からは議第71号から議第74号に関わって、どれも今回新型コロナウイルス感染症への追加的な対応、それに関わっての基本的な考え方がたいなものを、町長にお尋ねをしたいと思います。

今までずっと質問があったところについては省きますけれども、まず自主財源の確保です。これでよくふるさと納税のことに対しての話も出るわけですけれども、これに対する今後の取組や、また今までのことも結構ですけれども、お考えをお尋ねしたいと思います。

そして、先ほどもちょっと水道料金の問題の質問もあったわけですけれども、基本料金4か月の減免をされるということは、本当に水道料金の高い日野町の町民にとってはありがたいことだというふうに思っておりますし、今、話がありましたように、9市町が減免をされるということで、私たち日本共産党の議員団で企業庁から水道水を購入している、そういう関係の地方議員団で、先月5月26日に受水料金の減免を要請に参りました。これは日野町が、水道料金が高いということも十分に分かっていただいております上なんですけれども、まず企業会計であるということで、なかなか一般会計からの繰入れもしてもらえないというような話とか、こちらからは企業庁に92億円の内部留保があるではないかということも指摘しながら、要請に行きました。なかなかいい答えは返ってきませんでしたけれども。

このように、コロナ対策について国や県の対応、特に国の対応というのは、医療や検査関係についてもまだまだ不十分な状態です。日野町から町村会や地方6団体の話も出ておりましたけれども、県や国への要請状況、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する当局の答弁をお願いいたします。町長。

町長（藤澤直広君） まず、池元議員のほうから、ふるさと納税をはじめ自主財源の

確保等についてご質問を頂きました。

先ほども加藤議員にもお答えしたところでありますが、地方財政におけます財源というのは、主たるものは地方税であります。町民税、固定資産税等が一番基幹的な財源になるということでもありますし、それが基準財政需要額、基準財政収入額等との絡みの中で確保できないところについては当然、交付税が交付をされるということが仕組みになっております。あわせて、それぞれの事業を実施することなどについて、補助金や起債などの特定財源の確保ということがあると思っております。税と交付税と補助金等の3つの主な財源をしっかりと確保する中で、町財政を健全に回していくということが大事だと、このように思っております。

そうした中で、ふるさと納税制度というのができて大分たつわけではありますが、なかなか、いわゆる地方財政対策、交付税のもとになります地方財政対策が伸びない中で、こういう田舎に生まれた者が都会へ行ったときに、育てていただいた町に対して寄附をするということは、いいことなのではないかと。せっかく育てて、いざ納税者になったら都会に行ってしまったということについて、そのことを寄附で返すということが言われて、この制度ができたわけであります。しかしこれは、寄附をすればその当該自治体は、税が減ることになりますので、地方自治体の間で増えるところもあれば減るところもあるということになりますので、地方財源の枠内の中でのやり取りになるということでもありますので、私はこれはやはり地方に対する、ふるさとなど地方に対する思い、気持ちをつなぐことがメインの制度であると。これはもともと生まれた町だけではなくて、例えば災害が起こったところに何とか寄附したいという思いだとか、この事業をやっているところが頑張っているからこれを応援したいだとか、そういう気持ちをつなぐ制度がふるさと納税制度であるというふうに思っておりますので、それは日野駅再生事業でも日野町も活用させていただき、総務省の活用事例集にも載せていただくように評価を頂いたところでもありますので、そういうこととしてしっかり活用していきたいと思っております。

あわせて、これが下等な寄附金の争奪合戦になりまして、今、高知県のどこかの町もとんでもない事件に発展をしておりますけれども、そういう下等な競争を抑制するというので、3割以内だとか特産品に限定をするだとかそういうことを、総務省が見直しを指示いたしたところでもありますので、日野町といたしましても当然総務省の基準に基づいて、特産品による返礼品をするということになるというふうに思っております。これまで駅舎の再生につきましては、文鎮だとか絵だとかコースターだとかをやっておりましたが、日野駅の事業もおかげさまで一段落しましたので、今後、特産品をどのように活用してこの制度を進めていくのかということ、検討を既に始めておるところでございます。こうした本来の趣旨に沿って、ふ

るさと納税制度を活用していきたいと思っております。

次に水道料金についてでございますが、これは高橋議員からもお話ありまして、企業庁に対しましても、日野町、それぞれの受水の団体、県下の市町と協力をしながら、いつも受水費の低減に向けた要請活動をやっておりますので、引き続きそういうところをしっかりと進めていきたいなというふうに思っております。また、コロナ対策をはじめとして、国や県への要請ということになるわけですが、町村会のほうでしっかりと議論しながら6町がいつもタッグを組んで、共通の認識の下において要望書をまとめ、全国町村会の中に反映させることや、それぞれ直接お願いをすることも含めて、今年度もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） クラウドファンディングを利用したふるさと納税で総務省から評価を受けられるということで、本当に我が町としても誇らしいなというふうにも思っております。これからの取組もそういう形をお願いをしたいなと思っております。また町から、県や国に対して町民を守る立場で、本当に国の言いなりということではなくてはつきりと物が言える、そのような町長であっていただきたいということをお願いをいたしまして、今日の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ここで、上下水道課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。上下水道課長。

上下水道課長（柴田和英君） 先ほど、高橋議員のほうからご質問のありましたシステム改修の内訳につきまして、お答えができていませんでしたので、答えさせていただきます。

内訳としましては水道料金の減免対応ということで、システム会社のほうと打合わせを行いまして、まずその内容としましては、作業の手順書の作成とセットアップの手順書の作成、仕様書の作成、それによりましてプログラムを作成して、社内での検証をいただくと。作業前にはバックアップをして、プログラムの適用検証作業をしていただきます。最終的に、減免が始まる前の作業と、期間が終わった後に元に戻すという、そういう終了後の対応というのも含まれております。それとまた、システムのデータを検針作業員の方にハンディーで、ハンディデータを映して回っていただくんですけど、その辺のデータ移行についても作業が必要でございますので、そういうような部分を含めて業者のほうに委託をさせていただくということで考えております。

議長（杉浦和人君） それでは、質疑がないようでありますので、ここで質疑を打ち

切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第3 議第53号から議第67号まで（日野町農業委員会委員の任命についてほか14件）については、人事案件の関係上、討論を省略し直ちに採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第53号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第53号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第54号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第54号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第55号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第55号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第56号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第56号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第57号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第57号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第58号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第58号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第59号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第59号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第60号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第60号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおりとすることに決しました。

議第61号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第61号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第62号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第62号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第63号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第63号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第64号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第64号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第65号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第65号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第66号、日野町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第66号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第67号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第67号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4 議第68号から議第69号まで、および議第71号から議第74号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その6））ほか5件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託については、お手元に配付いたしました付託表により、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開は1時30分からといたしたいと思っております。それでは暫時休憩いたします。

－休憩 1 1時43分－

－再開 1 3時30分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

日程第5 一般質問を行います。お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、事前の通告に基づきまして、これより一般質問をさせていただきます。今年の3月議会のときに、日野町政では経済政策にあんまり関心がないのと違いますがみたいな話もちよっと出させていただいて、本当のところはどうか分からないんですけども、少なくとも私に関して言うと、これまで、議員になってから5年余りになるんですけども、議員の立場で経済や産業政策について、政策的な議論をするという機会はほとんどなかったように思っています。たまにそういうことがあったとしても、あんまり話も通じひんし、かみ合わへんしということで、私自身がそういう話をあんまりしなくなったというところも実はあるんですけども、しかし本来、地域経済振興というのはまちづくりの大事な土台です。

最近、町長選挙も近づいているということで、両方の陣営からこんな町を目指しますというような発信がされていますけども、どんな町を目指すにしても、複式簿記の発想で言えば、目指す町の裏側には必ずそれに応じた経済の形というのがあるんです。だから表裏一体の関係です。さらにその表で、目指す町の姿のためにその裏側にある経済の姿を考えるというのは、行政の基本的な役割の1つでもあるかというふうに思っています。さらに、ここ最近の新型コロナウイルス感染事態にしまして、これがいつ終息するか分からないんですけども、ある程度落ち着いた時点で、ひょっとしたらよくも悪くも世の中がすっかり変わってしまうかもしれんというようなこともありまして、だからこそ今、本当に根本のところから地域経済振興の在り方について考えてみる、見直してみるタイミングではないのかなというふうに思っています。そこで今回、1度だけ、最初で最後とは思っているんですけども、日野町の経済産業政策について、総論の理念のところから各論の施策に至るまで、一問一答でやらせていただくということにしました。

以前に、町長と世間話している中でケインズの話になって、町長が穴掘って埋めるやつかと聞きはりまして、穴掘って埋めるの大事でっせという話を、覚えてはる

かな、そんな感じでやり取りさせていただければありがたいかなと思いますので、しばらくお付き合いいただきますようお願いいたします。

まず、日野町のような小さな町の経済を考える場合でも、大きく世界の経済、あるいは日本の経済はどんな政策で、どんなそもそもの理念で回っているのかということを知っておく、見ておく必要があるかと思っておりますので、ちょっと大きなところから話を出発したいと思うんですけども、そこで町長にお聞きするんですが、日本の経済政策、切り口はいろいろあるでしょうから、ちょっとポイントを絞って、例えばアベノミクスの成長戦略というところに絞ってみて、町長はどのような評価をされているか、まずお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 山田議員から、経済産業政策についてご質問を頂きました。

今もお話ありましたけれども、コロナの時代があって、私たちの暮らしは、生活は変えていかなければならないのではないかと、変わらざるを得ないのではないかと、こういう指摘がありましたけれども、私もまさにそのとおりであるというふうに思っております。コロナの大変な状況を見るにつけ、1つはやはり、もっと自然と共生をするような社会を築かなければならない、さらには東京をはじめとして大都市の脆弱さ、もろさが明らかになったことも、これまた事実であるというふうに思います。さらには、国際社会まで論ずる能力はありませんけれども、世界全体にコロナが広がったことも含めて、大きな視野で世界も含めて見なければならぬし、その基本は、みんなが協力をしてコロナに対して対抗をしていかなければならない。そのときに何か自国中心主義的な、自国ファースト的なことで、アメリカだ、中国だというようなことが言われていますけれども、そうじゃなくて、真の国際協調がされなければならないのではないかと、このように私は強く思い、コロナ後の社会はそうしたことが教訓として生かされなければならないと思います。

そして、そういうときに自然の豊かな日野町、私は最近ほどよい田舎と呼んでおりますけれども、ほどよい田舎で自然と共生をしながら、もちろん都市とも共生をしながら、人々が心豊かに暮らす、そういうことが大事にされる社会の構築が必要なのだというふうに思っております。そういう意味では、市場経済至上主義といいましょうか、目先の利益がもうかればいいんだと、そして、そういう活動さえしておれば経済社会はうまく回るんだというようなことが、見事にそうじゃないということが明らかになったのも、このコロナの教訓なのではないかというふうに思います。

アベノミクスの評価はどうかということではありますが、私は根本で、いつも安倍首相がおっしゃるように、日本は世界で一番企業が活躍しやすい国にするんだということを何度もおっしゃっているわけでありまして、私はそれは違うと、日本

は、国民が一番幸せに暮らすことができる社会を目指すんだということが前提としてあって、それを支える経済社会が必要なのだということでない、企業活動だけ応援しておれば国民の暮らしはよくなるということは違うというふうに、常々私は思ってきましたし、まさにこのコロナの教訓も含めてそうだと、経済が必要でないとかそんなことじゃさらさらなくて、経済活動というのは大変大事であることを前提としつつ、しかし一番政治が大事にしなければならないのは人々の命と健康、そして暮らしをどう支えるのかこそが政治の役割であり、そして、それを支える土台としての社会の構成の大きな役割を担う経済対策についても、しっかりと進めていくことが大事であるというふうに思っております。

コロナでかなりの経済活動が停滞したということではありますが、しかしその前から、10月の消費税増税によってかなりの落ち込みが指摘されてきたことも事実でありますので、何かそれがコロナで吹っ飛んだようなことになってはいますけれども、そうじゃないなというふうに思います。今後コロナが終息をして、無事、もう少し経済活動が元に戻るようになれば、それはそれでありがたいなというふうに思いますけれども、山田議員がおっしゃったように、コロナを契機として市場経済至上主義でない、企業だけにまず目をやるんじゃなくて、国民生活に目をやった経済政策ということこそが一番に据えられるべきだと、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 分かりました。経済至上主義という表現はちょっと誤解が生まれるかもしれません。どっちかというたら成長至上主義みたいな、そういうものかもしれないんですけども、ちょっと違うんじゃないかと。企業活動を中心に物を考えたらあかんと違うかというのは、多分今、町長がおっしゃったアベノミクスの成長戦略の評価だとは思いますが、もう少しそこを深掘りさせていただくと、企業活動中心というのは、恐らくイメージとして広がっているのは、大企業、中堅企業の企業活動が中心の政策理念、多分そういうものが日本全体の政策として広がっているように思うんです。

でも私は、本来それとは全く別の理念の、小規模事業者に対する、小規模企業に対する理念というのがあって、本来2つ流れているはずなんやけども、どうも政府の打ち出す方針とかメディアの報道とかいろいろなもので、前者の大企業、中堅企業の、それもグローバリズムに対応したような成長戦略ばかりが取り沙汰されて、それがあたかも日本の経済政策であるかのように浸透してしまっているような感じを受けているんですけども、町長はどういうふうに、ご意見ありますか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 先ほど経済至上主義と申し上げましたが、基本的には市場経済至上主義の弊害があるというのが私の持論であるということでもあります。最初の、

マーケットの市場というのを抜かしましたので、経済活動自体を否定するものではさらさらないということでもあります。

そうした中で、日本の経済政策が大企業に偏っているのではないかと、そして、少なくとも大企業に偏っているように受け止められているのではないかと、こういうご指摘であります。私はやっぱりそのように思います。日本全体の企業、事業者のうち、やはり中小企業をはじめ小規模事業者の裾野というのは大変大きい、広いわけでありまして、その広い裾野の中にあっという間に、競争力も含めて大きな企業があると、それが、大きな企業があることが悪いということじゃなくて、大きな企業がリーディングセクターとしてあって、そしてまたそれを支えるなり、技術的にはそれを上回るような中小企業があり、そして地域社会において小規模事業者の人も精いっぱい頑張っておられる。そこをどういうふうにとータルで支えていくのかこそが視点でないと、大企業がもうかれば、やがては次の中小企業がもうかって、そして小規模事業者がもうかって、やっと国民にたどり着くわと、こういうようなことがよく言われるわけですが、ずっとずっとそれがたどり着かなかった歴史があると思いますので、かつて商工会長をされておられた方が言われましたけれども、飛行機が離陸するとき前輪だけが上がるけれども、後輪まで上がらへんのやとおっしゃいました。まさにそれこそが問題であって、まず大企業という発想じゃなくて、はなから中小企業、小規模事業者をはじめとして、とータルでそこを支援するような形ということが、私は求められているのではないかと。

それは、ある意味では農業についても同じことが言えて、大規模農家だけに光を当てるんじやのうて、大規模農家もあって小規模農家もあって、集落営農もあって法人もあって、幅広い裾野の下で農業活動、生産活動が行われる、それはある意味で、どの分野においても言えるのではないかなと、このように思っております。

日野町では住宅リフォーム制度をはじめ、そういうところにずっとずっと光を当ててまいりましたし、町内の事業所さんに、公共事業をはじめとした発注はできる限りというか、可能な限り全て町内業者さんに発注をするということでずっと来ましたので、その中で経済が回り、そして協力関係が生まれるということは、私は大事なことなのだと思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 町内の小規模事業のやつは、また後ほど聞きますので、ちょっと整理して先に、日本の企業は本来裾野が幅広くとおっしゃいました。そのとおりで、実際中小企業は全体の99パーセントですし、小規模企業が85パーセントぐらいですから、確かにそのとおりでありますが、見方を変えて、例えばGDPをつくっている付加価値額というのがありますよね。付加価値額で見ると、大企業と、それから中堅規模の企業、中堅企業を合わせて全部で86パーセントぐらいをつくっていま

す。しかも国内の就業者数、働く人で言えば、大企業、中堅企業だけで76パーセントをつくっているんです。ということは、大企業、中堅企業が日本の雇用とか消費の大半をつくっていると言っても言い過ぎではないので、ある程度国の経済政策イコール大企業、中堅企業というようなイメージを持たれても、それは仕方がないのかなとは思ってはいます。その中で、その政策理念というのは、これはよく言われるように、新自由主義と言われます。新自由主義は、町長、どう思っていますか。その考え方については。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） やはり、競争原理だけが幅を利かせて、優勝劣敗ということだけが価値観になるということでは、本来あってはならないなというふうに思っています。今ほど、大企業などがたくさん生産分野を担っているというのはそのとおりかもしれませんが、しかしその中では、例えば大企業の生産ラインに派遣労働者などが、入り込んでいるという言葉がよいのか、悪いのかは分かりませんが、ある意味では偽装請負的な形でラインに入っている。それで、今回のコロナの問題においても、休業すれば8,400円か何か、休業補償を出すでというようなことが言われているにもかかわらず、ラインが止まるとか仕事が止まれば解雇をされて、非正規労働者の方が外へ、仕事がなく放り出されるというような、コロナによってこの社会の問題点が、紙一重で1つ狂えば路頭に迷うようなことが明らかになっているということからすると、そもそもこの非正規雇用が主流になりつつある、こういうようなやり方ではなくて、正規職員が当たり前になる社会、これはやっぱり労働者派遣法の改正が大きな役割を、悪い意味での大きな役割を果たしたと思っていますけれども、そういうところから見直さなければならぬのではないかと。だから、生身の労働者の状況も原材料と同じように、もうけだけで左右されるような仕組みでもって社会が構成されて、もうかるんじゃないことこそが、私は大事だというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今回のコロナ事態で、下層の雇用というところまで、社会が抱えている問題が出てきたんじゃないかというお話、明確には答えていただけなかったけども、そこから推察すると、新自由主義というのはあまりいいことではないんやと、いわゆる競争原理にのっとった考えというのはあんまり、そもそもいいことじゃないんだと、そのように聞かせていただきました。

その前提でさらに聞くんですけども、新自由主義というのは、これはご案内のとおり、シカゴ大学の教授をされていた経済学者のミルトン・フリードマンが、そのときのケインズ理論を批判して打ち出した、提唱した理論です。実際の経済政策に反映されたのはサッチャーとかレーガンの時代で、それぞれサッチャリズムとかレ

ーガノミクスとか言われています。今のアベノミクスという言葉も、レーガノミクスをまねっこしたみたいな言葉で、私はあんまり好きではないんですけども、それは置いておいて、その新自由主義の理念にのっって今の日本の経済政策、いわゆるグローバリズムの乗ったような経済政策が今までずっと、この数十年か分からない、来ているとすれば、その理念の経済政策は、一体日本ではいつ頃からそうなってしまったんやろうと。町長はどう見てはりますか。いつ頃からそんな経済政策になってしまったんやろうというのは、どう見てはりますか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 私はまず、先ほどの話の中で競争原理という言葉が出ましたけど、競争原理を全て否定しているんじゃないくて、市場経済というのは当然消費主義社会においてある、当然機能するということが前提であります。それがやはり正しいルールのもとできちんと競争原理が働く、つまり労働者が生身の人間として、きちんと権利が保障されることも含めて競争が行われる。そして、その優勝劣敗の結果についてはきちんと社会保障制度が機能する、こういうことが前提であるべきなのではないかと、このように私は思っています。そしてそれが、そういう形がいつの時代からゆがんできたのかと、こういうことでありますが、いつとまで私はよう言いませんけれども、やはりかつては一億総中流意識というものがあつた時代があつて、みんな私は中流やと思つていた時代があるわけですけども、それが、少なくとも現在は非正規雇用の拡大に基づいて、圧倒的多数が厳しい状況に追い込まれているということでありまして、それはやっぱり何といたしても、労働者派遣法による派遣労働の拡大が、私は一番大きな要因なのではないかなというふうに思っています。あわせてトヨタの看板方式とかということが言われまして、全部企業の都合に応じて、全ての関係事業者がそれに追随せざるを得ないという、下請をコントロールするような、そういう仕組みがはびこつてきた、そういう流れが変わっていく序章やつたのではないかなと、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今のようにゆがんでしまったのは、少なくとも一億中流やと言っている時代にはなかつたと。いわゆる、あんまりそのときは格差は感じなかつたということですよ。じゃあいつ頃から、私の考えを先に言わせてもらつてもよろしいですか。いつ頃からというのを。

私は、さっき言つたレーガノミクスの時代って、日本は中曽根内閣ですよ。ただ、中曽根政権は例の前川レポートで、どちらかと言つたら内需のほうが大きくなりました。その結果、バブルができてしまったのですけども、私はその後、バブルがはじけて日本経済が大打撃を受けて、これはえらいことやということで、当時の経産官僚なんかは結構アメリカに勉強に行つたりしたらしいのですけども、そんな時

代から日本の経済を立ち直らせようと思って、そういう市場原理主義、別の言い方で新自由主義みたいなものを導入してきたのではないのかなと、日本でいう構造改革路線にかじを切ったのではないかなという見方をしているんです。時代で言うたら日米構造協議のあのあたりですか、橋本内閣の時代ですけども。ただ、その結果によって、日本ではグローバル経済の進展に沿いながら、失われた20年という言い方をされていますけども、ただ、最近人口減少が進む中でも、去年まで6年間という、戦後最長の好景気という言い方をしますけども、を実現したことには間違いありません。ただ、これもよく言われるように、その好景気を国民のほとんどは実感していない。当然、日野町にとってもあんまり関係ない話やと思うんですけども、その大企業、中堅企業向けのグローバリズムに向けた経済政策の成果を、なぜ国民が社会の一般の暮らしの中で実感することができなかったのか、多分いろんな、多岐にわたる理由はあると思うんですけども、その中でも町長は、なぜ実感できなかったと思わはりますか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 何か難しい理屈に入ってきて、あれなんですけども、1つといいましょうか、やっぱりかつてはきちんと生活を保障する賃金が支給されていたと、労働者の方には、20の人には20の給料が、30歳の人には30歳の給料が、40歳で家庭や子どもを持っている人にはそれなりの給料が保障されてきた。しかし、それが非正規雇用の拡大に伴って、誰でもが1時間800円で、20歳の子も40の人も働かざるを得んようになったことが、私は大きなターニングポイントなのではないかなというふうに思います。やっぱり、人が生きていくという上では生活が成り立たないあかんわけであって、そこどころが保障されるような仕組みでないと、これは労働力の再生産ができないということになりますので、全てが何かパートタイマー、アルバイトみたいな形に切り替えられた、ある意味では年功序列の終身雇用制度が崩壊をしたというか、そこが崩れていった、そのことも大変大きなターニングポイントなのではないかなというふうに、私は思っています。

それともう1つ、先ほど中曽根さんの話が出ましたけども、当時、土光臨調といいまして、メザシを食べて我慢せいという時代がありましたけども、その頃から、ある意味では公共部門を民営化することが主な流れに、金科玉条になってきた流れがあります。だから、今でもそうですけれども、民間に任せられることは民間に任せ、もっと言うと、どれを民間に放り出せるのかを探せということにまで、今の政策はなっていますから、私はやっぱり公がしっかり役割を果たすべきものは、公がしっかり役割を果たすべきだと、このように思います。そういう意味では、今回のコロナの問題でも、例えば、かつてと比べれば保健所が削減されてきた、地方衛生検査所が、規模が縮小されてきた、そういう公衆衛生部門が縮小されてきたことも

含めて、PCR検査がうまくいかないということも、直ちにイコールでないにしても大変大きな問題意識として言われておりますから、やはり民間が果たす役割と公共部門が果たす役割はしっかりと保障しながら、とにかく民間に任せばいいんだと、公共部門の仕事を民間に放り出すことを政府が誘導するような施策は、明確に間違っていると思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） そう言われてみれば、民営化の動きというのは中曽根政権から始まったのかもしれないです。JRのほうの民営化もその時代ですし。

ただいまお聞きした、なぜ戦後最長の好景気を実感できなかったのかというのは、多分前段でお答えいただいた最低賃金の話になるのか、これをさらに掘り下げて考えると、今、韓国の文在寅政権が行っているような主導型経済みたいなところに行ってしまうと、それが本当に答えなのかなと私は考えんでもないんですけど、私は単純に、さっき町長も言わはったように本来成果が回ってくるはずやと、それが回ってこなかったと、単純にそういうことなのかなと思っています。

トリクルダウン理論というのがありますよね。成果が滴り落ちてくる理論。日本がいわゆる新自由主義的な経済にかじを切るときに、この理論というのは結構用いてきました。アベノミクスの中では成果の好循環みたいな、そんな言い方もしていました。でも、ここにちょっと錯覚があったのかなと私は思っています。1つは、日本の経済は本来消費主導でできている経済であるにもかかわらず、それを貿易主導であるように錯覚したようなところがあるかもしれないし、そもそもトリクルダウン理論は実証されたことがない理論ですよ。机上の理論です。そんなことがあったのかなというふうに思います。

そんなことがあって、プラスもマイナスもあった中で、そういうものが今回のこのコロナ事態で全部総崩れになってしまったというのが今の状態やと思うんですが、そういう状況やからこそこれまで、さっき最初に言った、本来2つの理念の2つの流れがあって、今まで陰に隠れていた、マイナーな部分の小規模企業対策に対する理念、それがもっと表に出てきてもええんちゃうかなと、私は思っています。先ほどからそういう話は何回も町長にはお聞きしているんですが、改めて小規模事業者に対する政策の理念、簡単に言うなら、どういうことやと思いますか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 小規模事業者に対する対応というのは、かつてはそれこそ我が町の平和堂の進出をはじめとして、大店法の関係などでかなり守られてきたというか、調整行為がされてきた中でであったわけですけども、ここはやっぱりそういう諸規制も含めて規制緩和をされるということで、いわゆる大手が、ある意味では自由な経済活動をすることに、規制緩和になった。そこで、結果として小規模事業

者がはじかれていくということでもあります。

しかし、そういう中で小規模事業者の方が生き残るためには、やはりその地域において地域のニーズをしっかりと把握をして、そこに根づいて、大規模事業者ではできないようなサービスをどうつくっていくのかと、どう掘り起こしていくのかということがないと、消費者の消費行動はなかなか、やっぱり安かろうのほうに流れざるを得ない。商店街を構成していても、商店会のメンバーが郊外型の電気屋さんに行っているようではあかんわけでありまして、しかしそれは、そこに特色がなければ、結果として義理人情だけでやっていけるものでもないというふうに思いますので、そこは地域に根差して、さすが、この店を頼りにしているんやということが生きるといいますか、評価されるような事業所活動が必要であるし、またそういうところを、商工会をはじめとした、そして役場をはじめとした行政、公的団体が相談にも乗りながら一緒に考え行動することによって、地域に根差した事業所がしっかりと頑張れる。そしてまたそこに住む人々が地域で頑張る事業所を応援をする、消費をする、購入をする。そういうような風土をつくっていくことも、商工会や役場行政の役割なのではないかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 前段で、大店法の廃止の話もしていただきました。大店法の廃止は、日米構造協議ですよね、きっかけは。さっき言った話なんです。それに対して、小規模事業者は地域のニーズという、あるいは地域に根差したニーズを掘り起こすという話をしていただきましたが、私はさらにもう少し考え方を深めてというか、進めて、地域社会そのものではないかなとも思っています。というのは、数で言えば、全国もそうやし、日野町も85パーセントが小規模事業者なんです。企業の数の。ということは、それだけの圧倒的多数の事業者が、その地域社会を形づくっているんじゃないかなと私は思っています。

この小規模事業者に対する政策に光が当たったのは平成26年、小規模企業振興基本法という法律ができたのをご承知だと思うんですけども、この法律の理念を一言で表しますと、持続的発展という言い方になるんです。この小規模企業振興基本法の持続的発展という言葉の意味合い、町長はどう感じてはりますか。持続的発展という言葉の意味合い。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） なかなか難しく、試験を受けているみたいな気がしますけれども、やはりその地域に根差した事業を行う人たちが、しっかりと努力をすることを前提として地域社会に受け入れられ、そしてそれを行政や公的団体も応援することを通じて、よいサービスが提供される事業体として存続がしていけるような状況を支援していくというか、一緒につくっていくと。このことが私は大事なのではな

いかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 比較的無難に答えていただいて、ありがとうございます。実は、持続的発展の持続という言葉にこそ、さっき言った大きく2つの違う理念が流れていますよと、その理念の違いを表している言葉だと思うんです。

私、当時この法律ができるときの、法案をつくっているときですか、商工会側のワーキング委員で加わらせてもろうていたんやけども、中小企業庁の担当官からこの持続的発展という言葉が出たときは、結構感動しました。というのは、さっきから言っているように、小規模事業者が地域社会を形づくっているとすれば、その地域社会そのものの持続に光を当てたと、そういう哲学かなと、理念かなと思いましたので、結構これは大事やなど、特に今、大事やなど私は思っています。

ところで、持続というとSDGsを思い出すんですけども、小規模企業対策の中で、SDGsが合計17の目標を掲げていますよね。うち、小規模事業対策に組み入れていけそうな、組み込めそうな目標は何かありますでしょうか。急に言われても、言うてもあきませんか。もし考えがあったら教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） SDGsの17の項目については、この間いろいろ議会の中でも議論になっているところでありますが、もとより、いわゆる地方自治体が住民の暮らしやなりわいを守ることを役割として、私どもは存在しているわけでありますから、SDGsが話題になる以前からそういうことを意識をして、役場行政はやってきたと。そしてそのことが世界、国際社会の中で正面から光が当てられたことは、大変ええことやというふうに私は思っております。その中で、何点かあるのかなというふうに思えば、例えば食の安全だとか、環境に優しいだとか、公平、公正な施策だとか、そういうところが私は、自然との関係、食との関係、環境との関係、そして公平な施策、社会、そういうところが私は一番マッチできるのではないのかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 前段のほうでは、日野発の理念が世界目標になったような話をしていただきまして、それはそれぐらいの自負を持っていただくのはすごくいいことだと思います。

小規模企業対策を経済分野と狭く捉えると、SDGsの中の目標8で経済成長があるんです。あるいは技術革新、目標9というのがあるんですけども、そこら辺に該当するんです。特に目標9は、技術革新に関しては経済界、経団連ですけど、ソサエティ5.0という言い方をしていますよね。これは何かというと、情報技術、いわゆるICTを革新して、超スマート社会で持続可能な社会をつくっていこうと

ということですが、つまりICTによって運営されている社会、それが持続可能な社会と、そんな発想なんだろうけども、町長はどう思われますか、この発想は。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ICTなりAIをはじめとして、この間の技術革新というのはすごいものやというふうに思います。しかし、それによって支えられる社会ということじゃなくて、そういう技術を使いこなして、人々が幸せに生きる社会をつくるのが大事なんだというふうに思っています。2040問題ということで、地方自治体においてもAIを活用することによって公務員の数を半分に減らせるのではないかと、こういう話もされておりますが、とんでもない乱暴な議論だというふうに思います。やっぱり人々それぞれの暮らしにはそれぞれの状況や思いがあるわけで、それにしっかりと寄り添う、福祉や教育をはじめいろんな分野を公的分野が担っているわけでありますので、AIやそういう技術革新のものを手段としてしっかり活用できる力量を身につけなければならないけれども、それがメインじゃなくて、それはあくまで道具、ツールとしてのものであるということに位置づけ直さないと、人が生きる社会とは何なのかと、そこがないとコロナの時代に3か月も学校へ行けずに困っている子どもさんやお母さん、家庭の人も含めて寄り添えないと。機械で全部切り分けられるということではなくて、やっぱりそこは生身の人間がしっかりと対応することこそが、役場行政だけでなく、社会全体でまずは生身の人間がいて、それを支えるAIなり技術革新があるんだという考え方でないといけないのではないかなと思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今の町長のご答弁は、ある程度の部分で賛同させていただきたいと思っています。確かにSDGsの本当の根っこにある精神を踏まえるならば、技術革新ということではなしに、私は社会的共通資本という言葉がありますよね。ご承知のように、さっき言ったミルトン・フリードマンがシカゴ大学時代に敵対関係みたいな感じにあった経済学者の宇沢弘文先生が提唱された理念ですけども、その宇沢弘文先生が提唱された社会的共通資本、地域の小規模事業者が活動をして地域を形づくるというのは、まさにその役割というのは社会的共通資本ではないのかなと思っています、それを守っていくというのが本来のSDGsの根っこにある精神ではないのかなと私は思っています。

その意味で言うと、狭い捉え方じゃなしに、SDGsの目標の、例えば3で掲げている健康と福祉とか、さっきおっしゃったクリーンエネルギーというのが7で出てきます。そういうのもありますし、まちづくり、あるいは生産の責任とか、そういう部分も出てくるし、何よりも目標の10には格差の是正というのが出てくるんで

す。そういったものが、本当は幅広く小規模事業対策、経済政策の中に盛り込まれるべきなのではないかなと思っています。つまり、町長がおっしゃったとおり、超スマート社会、ICTなんかは手段として利用できるものだけでも、その土台にあるのはやっぱり社会的共通資本としての小規模事業者の役割というものを守っていくということではないかなと思っています。

ここまでお付き合いいただいたので、ここからはちょっと各論で商工観光課長のほうにいろいろお聞きしていくんですけども、今やり取りさせていただいた話を基本にして、次は日野町の政策なんですけども、商工観光課長にお聞きします。日野町の中で、地域社会と小規模事業者の関わりは、どういうふうに商工観光課では見えてはりますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 地域社会と小規模事業者の関係につきましては、商品、サービスなどの提供と同時に、小規模事業者の事業継続にもつながっていると、互いに支え合う関係にあるものというふうに考えています。地域住民の暮らしの様々な面で、安全・安心の面でも非常につながりが深いものというふうに考えておりますので、地域の住民の方々の安心という部分で非常に大きな存在やなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 課長からも無難に答えていただきましたので、もう少し具体的に掘り下げていきます。日野町でも、企業数のうち85パーセントが小規模事業者です。これは全国と同じ割合です。さらに、日野町のような小さな町で、お互いに顔の見える、声の聞こえる距離感でやるわけですから、それに加えて、これは何回もこの議会の中でもお話ししているんですが、日野町は商店とか工務店とか、地域社会と関わりが深い小規模事業者が結構頑張ってはりますよね。そういう特徴があります。したがって、私は持続可能な地域社会のためには、小規模事業対策を日野町の経済政策の柱として捉えるべきだろうと私は思っています。

ここから具体的なお尋ねなんですけど、その小規模事業者の多くに共通するのが、経営者が高齢化しているにもかかわらず後継者がいないということです。それこそ、持続ということの危機が今、迫っているわけです。そこで商工観光課長と、あと一次産業という分野でいくと農林課長にもお聞きするんですが、それぞれ日野町の事業承継の現状、どんな施策をやっておられるか教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 事業承継の施策について具体的に、町の事業の中でこれやというものはなかなか提示できていないわけでございます。ですけれども、やはり商工業者の団体であります商工会のほうでは事業承継、後継者育成ということ

もあって、商店街でのがんばる商店街事業でありますとか、青年部、女性部の活動でありますとか、そういう形の中でつながりを大事にして、地域の中での連携を強めていく、そういう中で後継者対策ということに、後継者の育成という部分で取り組んでいただいていると、そこについて町も支援をさせていただいている状況にあるというふうに思っています。

ただ、日野町の商業を見てみますと、それぞれの家とお店が、店舗と住宅が併用というのが多く見受けられる中で、なかなか事業承継の進んでいない、事業承継につながっていない、第三者承継といっても、なかなかそういったところもあってつながっていないのかなというところは、日頃商工会とも議論する中で感覚としてそういう話をさせていただいて、どうしていったらいいのかなというところは、どういう施策があるのかというところについてはお互いにずっと、何かいい案であるとか、こういうことがでけへんかということがあればお互いに議論していかなあかなというところで、意見交換などもさせていただいているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 農業に係ります事業承継についてでございます。

農業につきましても、同じように高齢化をしてきているというような中で、後継者がいないというようなことが、どこの集落へ行っても、そういうようなお話を聞くところでございます。農業をやっていくことにつきましては家族農業という部分もございまして、あと集落営農という形で集落で取組をされている、そして、法人という形で経営も主体にしていく中で農業をされているというようなことが今の状況としてあります。後継者がいないという部分では、新しく新規就農という部分であるとかについていろいろご相談も受ける中で、関係機関が集まる中で、いろいろと資金の融資であるとかの相談にも乗らせていただいているというような状況でございます。

後継者のいない農業経営を、第三者でありますところの新規就農希望者に事業を継承するというようなことにつきましては、全国農業会議のほうで農業経営継承事業という事業がございますので、そちらのほうも相談を受ける中でいろいろとご紹介をさせていただいているというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 先に農業分野のほうからもう少しお聞きするんですが、日野町の農業を見せていただくとほとんどが兼業農家で、しかもお米を作ってはる稲作農家で、多様性があんまりあるようには見えませんし、その状態に個人が新規参入するというのは、多分制度的にハードルも高いし、かなり難しいように思うんです。それ以前に、参入してみようという魅力がもう少し出てこないような気がしています。私も農業は専門外、門外漢ですので、本当に素直に教えてほしいんですけども、

一方で、農産品の種類を多様化しながら販路も開拓し、六次産業化も含めてしながら、魅力を高めながら、それと同時にこれは午前中の質疑の話の続きにもなるんですけども、聞いていますと、日野町に農事組合法人が8法人あって、そのほかにも会社法人が何社かあるという話なんですけども、規模的には大体集落営農の法人化という形やと思います。それが日野町に多分マッチしていると思うんです。であるならば、その法人化をさらに進めることによって、その法人の若手経営者を募るといようなことで新規参入を促すと、魅力を高めながらですけども。そんな施策は、素人ながらできないのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 農業の後継者、事業承継という部分でございますが、やはり新規参入というのは土地の問題でもありますので、非常にハードルが高い、資金面でも、まず農業のことを知ってへんとでけへんなどという部分で、いろいろとハードルが高い部分もございます。そのような中で、日野の中の集落で言うたら8つの法人ができています。それも集落を中心とするような法人を組織されておられるわけですが、法人を組織される目的の中にも、後継者であったりとかいう部分の目標といいますか、計画を持って、新しく法人として経営をしていくという部分もございますので、そのような法人化というのが、ほかの集落のほうでも広がっていけばなというふうには考えています。それぞれの集落の取組方がありますので、一様に声をかけて、全部がはいはいというふうなことにはならんかとは思いますが、法人化をしていくというのも1つの方法であるというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） もう1つ、集落営農の法人化と併せて、そこに地域おこし協力隊の制度も一緒に併用していけば、行政として軌道に乗るまで寄り添った支援ができますし、一定の財源確保もできると思いますので、そんなことも一度研究していただければありがたいかなというふうに思います。ご答弁は結構です。

もう1つ、2次、3次産業のほうに話に移るんですが、事業承継が2次、3次産業で難しい場合に第三者承継という選択肢があるかと思うんですが、商工観光課では、この第三者への承継の促進についてはどのように考えていただいているでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 状況が、それぞれの今まで取り組んでこられた小規模事業者の方々の事業、そこにどう魅力が、いろんな補助制度もできてきていますので、そういった中でそれぞれの個店の魅力をどう高めていくか、そしてそれが地域社会でどういうふうなニーズを生み出していくのかというところで、そこに魅力が

高まってきて、やはりなかなか商売としてどう成り立っていくのかというところが一番大事になっていく、それで生活していけるかどうか、それプラス、やはり魅力というところが一番大事になっていくかというふうに思います。そういう中で、商工会のほうでもいろんな小規模事業者の持続化補助金であったりとか、いろんな形での販路開拓、そういったことも取り組んでいただいているというところがありますので、そういったところでなかなか一気に進むというものではないんだろうというふうに思うんですが、そういったところで魅力を高めること、そしてそういう投げかけをしっかりと、行政共々に商工会と一緒にさせていただくということが大事になってくるのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） もう1つ前の答弁で、福本課長からは町内一軒家のご商売が多いから難しいという話もされたような気がするんですが、違いましたっけ。それは動線の話をおっしゃったのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 一軒家といいますか、店舗併用住宅的に、前はお店をやっているよと、裏が母屋になっているよというような、そういうようなイメージのお店が多いのかなと。地域を見ていると、そういう形が多い。そういう中で、その前後を分けて第三者承継なりに結びつけられるのかというところについては、なかなか家というか、店舗併用住宅の中での動線であったりというところを考えたときに、どうなのかなと。そこも1つ事業承継が進みにくい要因になっているのかなというふうには思っているということ、先ほどは申し上げさせていただいたところです。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） そういう意味ですね。第三者承継、事業承継は経営資源の全部でなくても、一部でも引き継ぐということですか。例えばその店舗の建物は引き継ぐじゃなしに、お客さんを引き継ぐという場合もあるわけですので、その辺は第二創業のように柔軟に考えていただければいいのかなというふうに思います。

それこそ目的は、さっき言った社会的共通資本としての小規模事業者の役割を持続させるということですから、またその相手側に創業の希望者を、マッチングを持ってくれば、創業者にとったら一部でもその資源を引き継ぐということはリスクの軽減が図れるわけですね。だから、創業支援と一緒に進めていただければというふうに思います。

さらに、具体的な行政の施策としては、資源を譲る側の現在価値の計算もしてあげなあかんやろうし、引き継ぐ側の経営計画もつくってあげなあかんやろうし、そういう意味でのノウハウの蓄積もぜひ考えていただきたいというふうに思います。

ちょっと次の話に変えさせていただくんですが、さっきも言いましたように、商店や工務店が頑張っておられる町ということで、そうした小規模事業者は、比較的近隣の需要に応じて経営活動をされている、いわゆる地域需用型産業と言ってもいいんです。これは地域内の資金循環に貢献しておられます。その資金循環ということで商工観光課にお聞きするんですが、町内の産業連関、どことどこがどうつながっているか、その結果としての乗数効果というのがありますね、地域内乗数効果、その辺の把握はしていただいているんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 産業連関と地域内乗数につきましては、RE S A Sなどで一定全体的な部分はあるのかなというふうには思います。ただ、その内訳につきましては、どういうつながりで、乗数が何回、日野町内で地域には回っているのかということについては、なかなか把握する方法があるのかなというところを感じているところです。県内市町とも、ちょっとしゃべるときもやっぱりありますので、そういうときにお話させてもらっていても、なかなかそこまでどういう形が、つかむ方法があるのかなというところと、そしてやはり事業者さんを見ていましていろんな付き合いをされている、そういう中で、そこまではなかなか把握し切れていないなというふうに思っています。

町におきましては資金循環、やっぱり大事になってきますので、やはりそういった部分での物品購入、いろんな部分につきましては、地域の中でしっかりと資金が回っていくように今後も取り組んでいって、そういうことを期待していきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 県内の市町の中で、あんまり例もないという話でしたが、昨年、一昨年になるのかな、高島市の高島市総合戦略課というところが、そういう課がありますよね。そこが産業連関の調査を、次の総合戦略の中で産業連関の調査に挑戦したいということを言うてはりました。実はその後、コロナ事態で全然会う機会がなくなってしまって、どうなったか知らないんですけど。ただ、やってみようという挑戦の意識、意欲は参考にさせていただいたらいいのかなと思います。

さらにやる場合には、福本課長はご存じやと思うんですが、LM3という手段がありますよね。そういう手段も活用いただければ、それほど大変でもないかなと、商工会と一緒にぜひ検討いただきたい。さらに、この地域内資金循環の促進をしようと思ったら、これは私の考えなんですけども、地元企業にとったらCSR、社会貢献ですよね、企業の、CSRのさらに踏み込んだ考え方が必要じゃないかなと思っています。つまり、業績の拡大という経営目標がある、そこにもう1つ、社会への貢献という目標を2つ考えてもらって、町内の地元企業は経営を維持しても

らう。この話は、多分一昨年から福本課長、大津で話を聞いていただいているから、言っている意味は理解していただいているとは思いますが、そういうことが鍵ではないかなと思うんですが、改めて商工観光課、こういう発想はどうか、お聞きします。もし、こういう発想がやっぱり必要やでということやったら、どうやってその考え方を普及していったらいいか、啓発していったらいいか、併せて考え方をお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 業績の拡大と併せまして、やはり地域なり社会へ、どう小規模事業者なりが、どういった効果を発揮していくのかということにつきましましては、非常に大事な視点やというふうに思います。日々、小規模事業者さん、業務とかいろんな形でお付き合いをさせていただいていますと、やはりそれぞれの事業をどうつなげていくのか、地域内でどうつなげていくのかということについては非常に意識をいただいているなということを実感しています。

そういう中で、なかなか広い視野を持って、それぞれの日々の経営の中でどうするかということの中で広い視野を持つということにつきましましては、なかなか個々に対応するというのは非常に難しいのかなと。一定いろんなセミナーの中で、セミナーなり考え方を紹介する中で、少しずつ意識改革なりは進めていくことが大事かなと。そういう意味で、一昨年でしたか、内池の日野駅前通り共栄会のほうでも、高島市さんの商工会の事務局長にお越しいただいて、刺激を受けていただくなど、そういう形で、違う、今まで日野町でやってこられた商業者の活動ではない部分で、こういうことも可能性としてつなげていく、そういう場面はご紹介なりはさせてもらい、今後も一定、少しずつそういう意識を高めていただければ、そういう形につなげていけたらなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 簡単に言いますと、企業が地域のコミュニティーに何かしらの貢献をする、そのお互いさまのお返しで、地域のコミュニティーがその企業を応援すると、そんな風土をつくって、そういう事例を増やしていくのが肝要ではないかなと思っています。

新型コロナ事態と、この地域内資金循環という関連で少し話をさせていただくんですが、当面の経済政策は休業補償とか資金繰り支援、雇用支援といったことになってますが、たちまち長い目で見れば、お金の動きが鈍っているわけですね。滞っているわけです。だから、お金を動かしていかなあかん。それこそ資金を循環させなあかんということになるんですが、緊急事態宣言中に、業種によっては一方で足りないものがあって、一方で余っている部分ができていると、そんな状態があって、例えばそれは人手ということなんですけど、この人手という経営資源を、対価を伴っ

てシェアをする、シェアリングエコノミーの一種なんですけども、具体的な全国の例では、例えば旅館の従業員さんが農家に手伝いに行ってみたみたいな、そんな話ですけども。商工観光課では先月、あるいは先々月に、そういう困っている人同士で何かを、資源をシェアしましょうというような発想をされたことはありますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 正直、なかなかその発想には至っておらないところがございます。企業さん、事業者さんを見てみましても、やはりその方々の雇用をどう維持をしていくのかというところで、非常にご苦勞をいただいていたのかなというふうに思っております。そういう中で、なかなかそういう発想にも至っていませんでしたし、そしたらこういうことができるやないかというところでの、当面の形で、右往左往していたというところもございまして、なかなかそういう発想には至っていなかったというところがございます。企業さんのニーズであったりとか、需要と供給があるかというふうに思います。そういったところについても、どういう対策ができることがあるのか、少し情報やらもしっかりと見ていけたらなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田君。

8番（山田人志君） ぜひそういう発想に立っていただいて、シェアリングエコノミーは以前の一般質問の中でも若干取り上げたことがあるんですが、シェアできるものはいっぱいあると思います。さっきは人材の話でしたけども、物とか情報とかノウハウとか、いろんなパターンがありますので、それで資金が動く、資金が回るということが生まれますので、私は商工会自体がシェアリングエコノミー実践の場になってもええんちゃうかと思っているぐらいですから、ぜひ商工会と一緒に研究してほしいなというふうに思います。これは要望しておきます。

ここまでは小規模事業者の話をしてきましたが、町内にも大企業、中堅企業、15パーセントの割合でいらっしゃいます。ほとんどが、量販店とか金融機関を除くとほとんどは県外や海外の需要を求めている、いわゆる広域需要型産業ということですよ。広域需要型の場合は、生産活動とか販売活動に町が何か支援するというのはなかなか難しい、限りはあるんですが、一方で日野町の町内総生産、町内GDPを見ても、実は製造業の占める割合が67パーセントにもなっているんです。日野町には地域需要型の町工場というのはあんまり多くないから、少ないから、そのことを考え合わせると、進出工場などの広域需要型の企業が、町内の雇用機会、実際の雇用というわけじゃなしに雇用の機会、チャンス、あるいは税収といった面で7割程度の影響を及ぼしているのではないかなと想像できるんですけども、だから町としては町内に進出してきている製造業、工場とか広域需要型産業は決して軽視でき

ない政策分野やと思うんですが、そうした企業、産業に対する町の施策の考え方を、商工観光課にお聞きしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 大企業さんがたくさんおいでになる中で、町がこれをするということはなかなか、施策として難しいところもあるのかなというふうに思っております。企業さんにつきましては、やはり日野町の方もそうですし、議員おっしゃられたように働く場ということ、そして若者がいかに滋賀県から出ずに、日野町から出ずに地域で働き続け、住み続けていただけるかというところの視点から見ましても、そういう企業さんがおいでいただいているというのは非常にありがたいことでもありますし、町の財政基盤を見ましても税収が大きく影響していく、そういう中で非常に町を支えていただいているということはあるありがたいことだというふうに思っています。

そういう中で、やはり企業さんのほうで、日野町を見ましても、製造、滋賀県下を見ましても、東近江地域というのは製造業の割合が非常に高い地域、湖北に次いで高い地域と言われております。そういう中で、やはりそういった企業さんへの原材料の搬入、そして製品、できたものの製品の出荷などが円滑にどうできるかというところが非常に大事になっていくのかなというところもございます。そういう中で、町道でありましたり県道、国道、そういったもののインフラ整備が順調に進んでいくように、町としても取り組んでいくものというふうに考えております。いろんな企業さんのお考えがあり、いろんなこういう課題があるというところにつきましても伺う機会は、やはり企業懇談会など、そういった場を持って情報交換もさせていただいているというところがございます。企業さんにつきましては、雇用を確保するというのは、なかなか労働者確保の面では厳しいときもやっぱりございまして、そういった部分について県なりと連携しながら、そういった企業さんの情報をいかに広く発信するかというところもございますので、県の中でも、企業さんにお越しいただいての情報交換の場もございますので、そういった場でいろんな情報を発信をさせていただいているというところがございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 進出工場、企業が働く場ということで、非常にありがたいというふうに認識していただいているのであれば、以前からよく道路事情の改善を望む声なんかは上がっていると思うんです。これは、1つは物流をスムーズにやるということもあるでしょうけども、たちまちはそのに働いている人の通勤の渋滞の解消ということは大きいと思うんです。今やり取りさせていただいたように雇用機会とか、あるいは税収で大きな貢献を、貢献の可能性ですけども、という産業分野であるならば、そこに対して、町としてできる数少ない施策のチャンスでもあるので、

優先して取り組むべきではないのかなとは思っています。

さらに、その先の期待まで申し上げますと、そうした働く人のよりよい環境を、町として優先して整備してあげることによって、お互いさまという中から、今、地元雇用の機会はたくさんあると言っても、実際地元雇用につながっているわけではないですね、必ずしも。ですから、地元雇用に優先して下さいというCSRにつなげていく、そのお互いさまの中から。もっとその先にある期待を言うと、地元消費に対するCSRにつなげていく。つまり、資金循環の出発点にしてもらうということです。そういうようなことが、期待を意識しながら、今ほど課長のほうから企業懇談会とかいう話をおっしゃいましたけども、そういう機会があるのであれば、そういう場を戦略会議のような、お互いに戦略を議論しましょうということで信頼関係が築けるはずですし、民間の戦略志向のよい面が導入できると思うんですが、その先の先まで考えた進出企業、工場との戦略会議の構築、お互いさまの関係の、信頼関係の構築について、商工観光課はどう考えていただいているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） なかなか戦略会議というところまで、企業さんと持てるというのかもわかりませんが、そこまで行っていないのは事実でございます。ただ、いろんな取組、企業さんのCSRの取組の中でこういうことができないだろうかというご提案をいただく中で、実際には日野町の商工会、そして商店さんとのつながりの中で、PRと販売に行っていただくという機会もつくっていただきましたし、いろんな企業研修というものが非常に、最近の学生さんのニーズとしては高まってきていると。学校さんのニーズとしても高まってきているので、そういった部分についてのプログラムの部分で連携を随時させていただいて、議論もさせていただいて、少しずつ形づくりができてきているというところですので、そういった部分で社会的に、そして企業側にとっては、やはりそうした優秀な人材がまたその企業に就職してくれる、そういったところにつなげて、お互いに町全体としてよく、企業さんもよくなっていく、そういった取組を少しでも広げていけたらいいかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 雇用機会というのは大きな資源ですので、その資源が活用できる、活用し切るという発想で、思想でその政策、施策の優先順位を考えていただければと思います。

さらに、そこにもう1つ付け加えると、日野町にお住みの方は町外で働いてはる割合が56パーセントもあるんです。そのことと、今ほどお話をした町内の進出企業で働いてはる人を含めると、いわゆる給与所得が町にとっての大きな資金源ですから、その給与所得者の消費から始まる地域内資金循環というのは、町の経済産業政

策で大きな柱になるかと、課題になるかと思しますので、ぜひ意識をしていただければというふうに思います。

もうこれ以上の質問はさせていただきますが、最後に、今回のこの質問を通じて一番申し上げたかったこととお話しして終わります。今後、新型コロナウイルス事態の緊急事態宣言を終えるときに新しい生活様式、新しい日常というようなことが言われるようになりました。そのポイントの1つが、密をつくらないということです。ビジネス上で考えると、密はつくればつくるほど効率よくなるんです。効率が高まります。ということは、逆に密をつくらないということは、ビジネス上でいえば非効率な経営を目指すということになるかと思えます。非効率経営という言葉は以前からありまして、どちらかといえばスローライフのように、いい意味の言葉で使われることが多かったです。例えば今後、密をつくらないということで、例え話ですけども、ほんまは3人入れるところに1人分の隙間を空けて、2人しか入らんということを考えた場合、その1人分空けた隙間に何を入れるのか、何を期待するのか、多分そこがすごく重要な視点になってくるかというふうに思います。

新型コロナ事態でいえば、その隙間は何のために空けたかというたら、お互いにつきないため、あるいはうつらないために空けた隙間、ということは、お互いを思いやるための隙間ということでもあります。別の言い方をすれば、世の中のための隙間です。ということは、自分のためであって、相手のためであって、世の中のためであるということは、その隙間イコール、まさに近江商人の三方よしの、そのままなんですよね。そのままの理念です。世の中のためというのは別の言い方で、さっきから言っている社会貢献という言い方も言えるんですが、社会貢献というのは必ずしもボランティア、無償ではないですよと、対価を伴いますよということも考えるべきだというふうに思います。何も、対価といってもお金を支払うということには限りません。それぞれがお互いさま、ギブ・アンド・テークの精神でお返しできるものをそこに埋めればいいわけですから、そういう対価を伴うということ。

そのためには、これまで日本ですっかりデフレマインドとか、アメリカ型の功利主義が浸透しましたが、そこから抜け出すようなコンシューマー教育というものが多分必要になってくるというふうに思います。コンシューマーというのは消費者のことですから、日本語に直訳すると、消費者教育と言ってしまうと、何かちょっと抵抗感がある言葉にはなってしまうんですが、消費者とは何者かというと、消費者という特定のグループがいはいはるわけではないですよ。全国民、全住民がお買物をされる時点で消費者になるわけですから、すなわち消費者というのは全国民のことなんです。全住民のことなんです。全住民に対する教育をコンシューマー教育としてやっていきたいと思いますということは、つまりは社会教育としてやっていきたいと思いますという意味にもなります。今言ったことをまとめて言うと、その密をつくらない1

人分の余裕、非効率な余裕をつくる、その余裕には社会貢献というものが入る、その社会貢献は対価を、何らかのお互いさまの対価が伴うというようなことを、三方よしの精神を家訓とか教訓とかで額に上げておくだけじゃなしに、実際のビジネスモデルとして確立して、さらにその風土を社会教育という形で進めていく、広げていく。そういう、本当に日野町ならではの経済産業政策というのを、私はぜひ実現していただきたいというふうに思っていますし、私は実現したいです。日野町でそのような未来が本当に描けるかどうか、少しの間見させていただくということにして、それをお伝えして、今回の私の一般質問は終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） それでは、事前の通告に従いまして、私は新型コロナウイルス感染拡大の第2波への対応について、一括で質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大が日本では収束の様相を呈してきており、5月25日に緊急事態宣言は全面解除となりました。しかし、これで感染が収まったわけではなくて、第2波、第3波が襲ってくる可能性が十分にあると、新聞とかテレビのニュース等で連日放送されているところでございます。現に、今からほぼ100年前のことになりますが、1918年から1920年にかけて発生したスペイン風邪、これはアメリカの中西部に位置するカンザス州で発生したわけでございますけれども、このときは全世界で5億から6億人が感染し、そのうちの4,000万から5,000万人が死亡したと言われております。感染者の数からすれば、最大10パーセントの人が亡くなっていることとなりますけれども、当時の世界人口は今ほど多くなかったために、感染者の数は世界人口の4分の1に当たると言われています。

一方、そのとき日本の国はどうであったかといいますと、ちょうど100年前のことですので、数字に多少の幅はありますけれども、それでも日本でのスペイン風邪の犠牲者は、感染者が約2,300万人、死亡者の数は約38万人であったと言われております。この数字は、当時の日本の人口規模からすると、感染率は約4割、そして死亡率は、感染者の数から割り出すと約1.6パーセントで、人口規模からすると0.6から0.7パーセントだったと言われております。さらに、この死亡率を10万人規模で表示しますと、日本の場合660人ということで、今現在コロナの場合はもっと低くて、10万人当たり1人に満たない0.6人ぐらいですけれども、これは日本の国にとっては甚大な被害であったわけでございます。しかし世界全体では、死亡率を10万人規模で表示すると2,000人から2,400人ぐらいになったと言われておりますので、日本の3倍以上の比率となっているわけでございます。

この感染率は、第1波、第2波、第3波と、先に提出している文書では増えてきていると書いてはありますが、ちょっと一部間違えまして、第1波、第2波、第3波と減ってはきているんですが、感染者の死亡率から見ると、第2波は第1波の4

倍から5倍の死亡があったと言われていました。そういう意味から、第2波では余計死亡率が高かったということですが、そして次に、第1波、第2波、第3波の周期がどのくらいだったかといいますと、スペイン風邪ではちょうど6か月間隔で襲ってきたと言われていました。

以上のことを参考にした場合に、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の第2波は、スペイン風邪の記録を基にすると、日本での感染拡大が2月に、コロナは2月に始まったと考えますと、その6か月後ということになるわけでございまして、6か月後というのはこの夏の8月頃になるのではないかと予測されるわけでございます。もしそうなった場合、再び緊急事態宣言が出されることになると思いますが、それはちょうど学校の場合は夏休みの真っ最中でありまして、9月からの2学期の登校が危ぶまれるわけでありまして、遅かれ早かれ、もしそうなった場合の対応として、次の4点でお尋ねをいたします。

まず1点目としましては、小学校、中学校の義務教育において、インターネット授業はなかなか難しいと思いますけれども、実現の可能性はあるのでしょうか。もし実施が困難な場合は、生徒を2班に分けて授業を行うことができるのかどうか、お尋ねします。またその場合、授業の遅れが課題となりますけれども、この遅れをどのようにカバーして取り戻すのか、その辺の町の計画なり方策をお持ちでしたら、ご教示下さい。

次に2点目としまして、もし再び9月から学校を長期休校とせざるを得なくなった場合のことですが、授業はどのような対策で行おうと考えておられるのか。これは大変難しい問題ではありますけれども、この場合について何か方針をお持ちでしたら、ご教示下さい。

次、3点目ですけれども、第2波が到来した場合、民間企業や商店などに対して、再度営業の自粛や休業等を要請されることも考えられるわけですが、もし営業の自粛、または休業等の要請が行われた場合、その要請に応じた企業や商店の事業者に対して、町独自の財政的支援は考えておられるのかどうか。また、その支援の期間について制限を設けられるのかどうかをお尋ねします。

最後に、4点目ですけれども、財政の一般会計の予算の歳入についてお尋ねします。町の歳入には、町税をはじめ地方交付税等いろいろありますが、特に町税については、主なものに固定資産税や法人町民税、個人町民税がありますけれども、これらの税収について、今回、新型コロナウイルスの感染拡大により、民間企業や商店などについて営業の自粛や休業要請が再度出された場合、これらの税収が一定の率で減収になることが予想されるわけですが、今年度、これらが税収減に至った場合、どのような対策を考えておられるのか。それとまた、国からの地方交付税も減額されるのではないかと私は心配するところですが、町としてどのような見解を持

って対応されるのか、お尋ねします。

以上4点について、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 3番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 私のほうから、まず最初ご質問いただきました3点目、4点目について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第2波が到来し、民間企業や商店が休業等をされた場合の町の財政的支援などについてでございますが、仮に2波が到来し、先の対応と同様に国や県が休業要請等を行った場合、まずは国や県がしっかりと対策を講じられるべきものと考えます。また、状況を判断する中で、町独自の財政的支援が必要な状況となればちゅうちょなく対策を講じていかなければならない、このように考えております。その支援の期間などについてはその際に検討することとなりますが、一定の基準は必要となるのではないかと現時点では思っております。

次に、一般会計予算の歳入についてでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の第2波に対する営業の自粛や休業要請の影響により、減収となることが予想されます。また令和2年度につきましては、法人町民税を除き大きな影響はないと考えますが、収納率の観点から見ますと、徴収猶予の特例の申請件数、税額が増加すると予想され、ある程度の税収減になると考えております。その一時的な税収減に至った場合には、対応するため地方財政法が一部改正され、猶予特例債が創設され、徴収猶予の特例により生じる一時的な減収を埋めるため、猶予相当額について特例債を起こすことができるとされております。また、税収減に至った場合の対策としまして、可能な限り特定財源を活用するとともに、このような災害に類する事態に備えて、これまで積み立ててきた財政調整基金を活用し、必要な施策を最大限前進させることも大切であると考えております。

次に、国の地方交付税の減額に対する考え方でございますが、今年度分の地方交付税総額は、既に地方財政対策により約16兆5,800億円が確保されているところであり、国がその総額を減額することはないというふうに見込んでおります。また、地方交付税は全ての地方公共団体が一定の行政水準を維持できるよう保障された地方固有の財源とされております。たとえ新型コロナウイルス感染症により国税収入が減少したとしても、地方交付税の法定率減少分は国の責任において確保されるべきものであり、地方交付税の減額はあってはならないこと、このように考えております。

以下、小中学校におけるインターネット授業などにつきましては、教育長から答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 高橋議員より学校教育についてお尋ねいただきましたので、お答えをいたします。

まず、インターネットを活用した授業、いわゆるオンライン学習と呼ばれる学習の形態の可能性についてでございますけれども、ご指摘いただいておりますように、なかなか簡単ではないというところがございます。大きく次の3つについての課題が考えられるというふうに、現在考えております。

まず1つ目でございますが、パソコン、タブレットなどの機材があるかどうか。また、インターネットにつながる回線があるかなど、いわゆるインターネットの接続環境に関する問題でございます。

また、2つ目についてでございますが、インターネットを通して子どもに提供する教材を作成したり、また効果的な指導を工夫していくということが必要でございますけれども、これらに係る教職員の力量形成と、またそれに要する時間の課題があるかなというふうに思っております。

そして3つ目でございますけれども、小中学生が自宅でコンピューター等に向き合って学習することになるわけでございますけれども、果たしてどれぐらい各自が集中できて、また操作ができるかどうかという。そして、こうした学習によってどれだけ効果が期待できるかということが課題になってくるというふうに考えております。

しかし、これら様々な課題は考えられるわけでございますけれども、町ではできることから始めていこうと考えまして、臨時休校が長期間続いているこの間に急いで環境整備を行いまして、5月の中旬頃から町内の小中学生向けの各種支援サイト、日野っ子・オンラインと呼んでいるわけでございますが、このサイトを立ち上げまして、動画配信などを始めてまいりました。そして、その中で家庭学習を支援するという取組を少しずつ始めてきたというところでございます。ここでは教職員が様々な工夫を凝らして学習情報を提供してございまして、子どもたちや保護者の皆さんにも好評だというふうに聞かせていただいているところでございます。今後も継続的に、さらに充実させたいというふうに願っております。

また、全校の児童生徒を登校させた状態での2班体制についてでございますけれども、このことにつきましては空き教室といいますか、ほかの教室および教員が不足するということがございますので、現状不可能な状況であるというふうに考えております。ただ、何といたっても再び休校に入ることがないように、机の配列ですとか学習の形態などを、できる限りの対策を講じていくということ、そのようなことをした上で、これ以上授業時数が不足することがないようにすることが一番大事であるというふうに考えております。

既に遅れている分についてでございますが、夏休み、冬休みの長期休業の短縮で

すとか、また学校行事の簡素化、各教科の学習計画の重点化や効率化といったものを組み合わせまして、取り戻していきたいというふうに考えております。現時点では、第2波、第3波による再度の長期休校とならなければ時数をほぼ確保できるという想定をしているところでございます。再開後の日々の教育活動に、そのような中で取り組んでいます。

続きまして、もし再び長期休校となった場合についてのご質問でございますが、まず3月、4月、5月のような全国一斉、また、あるいは県下一斉の休校となることは、今後は考えにくいというふうに思っております。万一日野町内の児童生徒、そしてまたそのご家族、あるいは教職員などに感染が出た場合でございますが、この場合は、まずは当該の学校について、緊急で数日間休校といたします。そして、保健所の指導に従いまして消毒作業を行いまして、その後感染経路、感染拡大の可能性について調査を十分に行った上で対策を講じまして、その後学校を再開するという形を取りたいと考えております。感染拡大を防ぐ対応をしっかりと進めて、長期の休校になってしまうことを避けられるように、まずは日々の衛生管理に気をつけていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 後半のほうで、学校教育の関係でございますけども、教職員が感染した場合とか生徒が感染した場合に、該当の学校だけを緊急で数日間休校するというご答弁でございました。私はそういう考え方で非常にいいのではないかとこのように思うわけでございます。この教育の問題につきまして、もう一度教育委員会に再質問をさせていただきたいと思えます。

内容としましては、第2波が襲来した場合、学校の対応は非常に厳しいと思うところですけども、このコロナの場合、日本全国あまりにも画一的に学校対応がされていると思えます。大都会と田舎とでは状況は非常に異なっていますので、それぞれの都道府県、あるいは、場合によっては市町村の状況に合わせた学校対応でよいのではないかと私は思うわけでございます。それは毎年、例えば冬になりますと、インフルエンザがはやるわけでございます。このインフルエンザは毎年1,000万人弱ぐらいかかっておられるということですけども、しかしこれで亡くなっている人はほとんどいない。毎年1万人以下で、1,000人に1人もいないかいないかという状況でして、これもほとんどが高齢者が亡くなっておられるということですので、なぜコロナがこれほど騒がれるのか、ちょっと分からない状況です。それでも世界的に見れば大変なんですけど、日本は非常にまだ環境が整っているのではないかとこのように思います。

このインフルエンザがはやった場合、学校はどう対応されているかというのと、実際には学級の中で、私、何人かは詳しく分かりませんが、4人か5人、学校を

インフルエンザで休まれた場合に、その学級が学級閉鎖されるということで、さらにそういう学級が学校の中で増えてきた場合には、学校閉鎖をされるということでございます。こうした対応がされているわけでございますので、コロナもこれと同じ対応でよいのではないかと私は思うわけです。ただ、コロナの場合は4人から5人とかいう数字ではなくて、感染者が1人でも、先生にしても生徒にしても、1人でも判明した時点で学級閉鎖をするという対応で十分ではないかと思うわけです。子どもの死亡率はほとんどゼロに近い状況ですので、第2波がもし襲来してきたとしても、こういったインフルエンザ並の対応でよいのではないかと、やはり義務教育というのは非常に重要でございますので、ぜひとも学校を休校にすることなく授業を続けていただきたいと、このように要望しまして、私の質問は終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私のほうからは、分割で5点の質問をさせていただきます。毎回多くの質問であります。住民の皆さんの声を聞き、行政政策にどうつなげていくか、また、どう進捗しているか、住民の皆さんにお伝えすることも議員の役割として大切なことだと考えていますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目は、地方自治体の、日野町のコンプライアンスについて質問いたします。そもそもコンプライアンスとは、その動詞のコンプライ（応じる、従う、守る）が語源となり、何かに応じること、従うこと、守ることを意味します。過去に隣県で起きた事件で、企業と自治体との間に発生する癒着や便宜供与に始まり、金品受領まで至った問題があり、双方の関係の透明性や、ここで言うコンプライアンスの遵守ができていなかったことが問われていました。こうした中において、国や地方自治体などの公的部門でもその重要性が指摘され、さらに要求も高くなってきます。

さて、地方自治体のコンプライアンスとして求められるものとしては、1つ目、民間企業の位置づけとは違い、社会全体、地域全体に対して公正、公平、中立の姿勢が不可欠であること、2つ目、当然のことながら、法令に基づく自治体経営を行っていくこと、3つ目、不正、不祥事を防止することが挙げられると考えています。これらの点について、町の姿勢や取組についてお伺いをしていきます。

1点目、現町政運営で、法令等の遵守のみならず公正、公平で透明性がある業務執行ができていると思うか。内部統制に問題はないか。

2点目、法的事項で障がい者雇用があるが、法定雇用率2.5パーセント、これは、平成30年4月1日の2.3パーセントから2.5パーセントに改定されていますが、満たされていますか。

3点目、消防法で公共施設の防火設備の設置や点検が義務づけされているが、問

題なくできているか。

4点目、働き方改革による時間外労働の上限規制は遵守できているか。

5点目、便宜的な計らいや、不当な要求行為の発生はないか。不正、不祥事の案件は見受けられていないか。

6点目、職員に対してコンプライアンスに関わる教育はどのような方法で実施しているのか。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 町のコンプライアンス等についてご質問を頂きました。

まず最初に、町政運営において法令等を遵守することはもちろん、公平、公正かつ透明性がある業務執行ができているのかということですが、これは何よりも大切なことであると私は肝に銘じてやってまいったところであります。よく、いろんところで利益誘導だとか付度だとかいうことがこの国の中では言われてきたわけでありますが、そういうようなことこそあってはならないことということで、公平、公正は、私はいつも肝に銘じてやってきておるところでございます。日常業務の中におきましてこのことを基本に置きながら、実務におきましても複数の職員がチェックする体制により、法令等に照らして適正であるか確認するとともに、住民や社会の要請状況を勘案しつつ、業務を執行しております。また、事務的なミス等が発覚した場合には、早期にチェック体制等を見直し、改善に向けた対応を取ることといたしております。

次に、国や地方公共団体等の法定雇用率でございますが、2.5パーセントとなっております。町の障がい者の雇用率は、6月1日を基準日として算定いたしますが、3パーセントを超える見込みでございます。

次に、消防法による点検についてでございますが、役場庁舎や小中学校、保育所などの公共施設において、設置した消化器具や消防用設備などについて、専門業者による定期的な点検を行い、その点検結果を消防署へ報告しております。また、点検の結果不良箇所が確認された場合は、修繕などの対応を行っております。

次に、時間外勤務の上限規制についてでございますが、規則において時間外勤務を命ずる時間および月数の上限を定め、必要最小限の時間外勤務を命ずることとしております。ただし、業務の実施時期や業務量などにより、担当内の業務量を調整したにもかかわらず上限を上回らざるを得ない場合は、月当たりの時間外勤務の時間数などに応じて医師との面談指導等を行い、職員の健康の確保を行っております。

次に、公平、公正を逸脱した便宜的な計らいを求める行為や不当要求行為に対しては、警察とも連携しながら各所属に不当要求防止責任者を配置し、未然に防止する体制を整えているところであり、現時点、事案は発生を確認しておりません。

次に、職員に対する研修でございますが、新規採用職員研修や年代別研修において、公務員倫理やコンプライアンスに関する知識を習得し、業務に生かしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問としまして、2点目、3点目、4点目、6点目の事項についてさせていただきたいと思います。

まず法的事項で、障がい者雇用の件なんですけど、先ほどご回答で、6月1日を基準日として算定しているところで3パーセントを超える見込みと、これは非常によい試みだと思います。そういうことなので、ちょっと過去はどうなのかなと思います。法定雇用率の改定以前、平成30年4月から、2.3パーセントのときにはどうだったのかと。改定されて2.5パーセントになったと。昨年も、毎年これは県に報告されているんじゃないかなと思いますので、その数字で結構かと思いますが、示していただければと思います。

次に、3点目の防火設備の点検のほう、滞りなくできていると、これも消防署に報告しているからということで、分かりました。不良箇所も、発見された場合は修繕対応しているということで、直近の修繕事例、西大路公民館でも何か修繕をしたという情報も得ていますので、そういうところの情報がちゃんと役場に入っているのかなと。役場から指示されてされているのかなと思いますけども、直近の修繕事例があれば教えて下さい。

次、4点目の働き方改革についての、時間外労働の上限についてなんですけど、役場職員の時間外勤務、月45時間以上が、過去に25パーセントぐらいあったというふうに伺っております。それで、ここ数か月のコロナ対策対応で随分増えているんじゃないかなと、ご苦勞願っていることもあって、増えているんじゃないかと思うんですが、その点、どうでしょうか。

同じことを教育委員会のほうでも、教職員の時間外労働についてでも、県で学校における働き方改革取組方針というのが示されて、各市町の教育委員会が進められているということを聞かせてもらっています。今回のコロナウイルス感染症で休校を余儀なくされて、6月から再開されましたが、今現在、長時間労働による負担増になっていることはございませんかと。これは今回、学習支援員を入れて教育のきめ細かな対応をするということで緩和されると思っていますが、そういう点でお伺いしたいと思います。

最後の6点目、コンプライアンスの教育についてなんですけども、様々な研修を実施し、業務に生かしているということですが、これ、令和元年度、昨年度の実施教育はどのようなものがあつたのかというのを教えて下さい。

以上4点、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 山本議員より4点ほどご質問を頂いたところでございます。

まずは1つ目の障がい者雇用についてでございます。この障がい者雇用につきましては、一昨年に雇用のとといいますか、ベースの雇用している数の水増しとかいろんな問題があつて、一定しっかりした基準を定められたというところでございます。町のほうも、町の解釈と監督署の解釈が違うということで、町のほうでは昨年、法定雇用率を満たしているという判断でございましたけれども、新たな基準が示されたということで、昨年につきましては法定雇用率を割り込んだというところがございます。今回、この6月1日を算定しているところで、まだ概算でございますが、3.65パーセントぐらいになるというところがございます。それにつきましては、昨年割り込んだということもございまして、新たな雇用をさせていただいたということと、それと全職員さんに改めて手帳なんかの所持を再度確認させていただいたということで、しっかりと数字が出たというものでございます。

もう1点、防火施設の関係でございます。基本的には法定点検が必ずされますので、エレベーターから、いろんな消防点検から、たくさんございます。軽微なものと言いますと消火器の期限が切れかけているとか、それとか火災警報装置が不具合があるので交換とか、そういった部分がございすけれども、昨年こういった部分が不具合があつて交換したとかいうのは、ちょっと手持ちがございせんのでお答えできないんですが、基本的にはそういった法定点検に基づいて実施をしたもので、指摘を頂いたことはその都度、修理なりをさせていただいているというものでございます。

それともう1点、働き方改革でございます。今回、新型コロナウイルスの関係で定額給付金等の支給事務が起きたりしまして、この4月は、普通にあつても人事異動で時間外が多くなる月でございます。まして給付金の関係もございましたし、4月、5月としましては増えてはいるんですけども、ほぼほぼ昨年と変わらない、トータルでいきますと変わらない状況になっているかと思っております。今、上限規制でいきます100時間を超えますと、医師の面談等を指導するというふうにしております。その職員が昨年ですと4名おりまして、そういった指導をさせていただいたところでございます。今年度につきましては3名ということで、どうしてもこの時期、年度替わりの業務の引き継ぎ、また課税時期が、同時に申告が終わり、伴いますので、発生してくると。あわせて、今回のコロナの関係もございすし、早期の工事発注等対応するというのもございまして、数名上限を超えている職員がいるというところがございます。それは監督する管理職が、十分業務を見直しながら指示をしていくということで対応してまいりたいという思いでございます。

それから、昨年のコンプライアンス関係等の職員研修の関係でございます。基本

的には、新規採用職員は定期的に採用してから研修を、前期と後期で分けて実施しております。それから年代別ということで、主査級、主任級、管理職と、その位に応じた公務員倫理等の研修は、対象者に研修を受けていただいているというのが通常のペースでございます。あわせて専門的な研修ということで、建設工事等の研修が県のほうから来ておりますので、そこはその担当が替わればご案内させていただいて、担当者が行くということでやっております。また、全国の職員研修所なりで、J I A Mですけれども、そういったところで新たに自分の業務に、非常に全国の情報を得ながら研修を受ける必要があるということでご案内をさせていただいた中で、職員が研修に行っているというのがございます。庁内で独自にやっというところがございます。庁内で職員を集めましてやりました研修としましては、コンプライアンスの研修を、本年ですけれども1月に実施しておりますし、それともう少し、職員が今後こういった研修をしたいなという思いに応えるようにということで、クレーム対応の研修、それから業務の時間を有効に使う、そういった研修なんかを選択制で実施しているというところがございます。

あわせて、管理職に対しましてはメンタルヘルスの関係の研修もさせていただいております。トータルで、昨年は皆さんの期待に応えられるような、職員さんのためになるような研修ということで、いろいろ考えさせていただいたところがございます。今後もそういったふうに幅広く対応してまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） ご質問いただきました、教職員の時間外労働に関してお答えしたいと思います。

例年ですと、4月、5月、6月の3か月と10月、11月、大体この5か月が通年の、時間外労働がすごく増える時期でございます。ところが今年度に限りましては、4月、5月に授業ができませんでした。また、中学校の教員に関しましては部活動の指導もできませんでしたので、結果的に報告を受けている教職員の時間外労働については、4月、5月は例年に比べると大変少なくございました。勤務時間内に家庭学習の支援の教材をつくったり、計画を立てたり、学校再開後の授業をどのように進めていくかという準備は一生懸命できましたけれども、夜遅くまでそれをするということはありませんでした。ただ、学校が再開しましたので、これから6月、7月の時期はかなり時間外労働が増えるのではないかと思いますので、校長、管理職を通じて、教職員のほうに自らの健康管理もきちっとできるように指導をしていってもらおうと思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 1点のみ、再々質問です。先ほど、役場職員の時間外労働の件で、3名の方が100時間というお話をお聞きしました。これは相当な数字、民間で

言いますとちょっとあり得ないというふうな数字なんですけども、何か対応策というか、是正するための対策を、どのようにお考えされているのか。多分、専門的な職務ではないかなというふうに思いますが、やっぱり健康的に、非常に心配されることですので、この点の是正はどう考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 職員の働き方について再質問いただきました。

先ほど言いました、3月から4月にかけて、5月と、ちょうど課税が始まる時期であるということと、引継ぎ等でどうしても集中してしまうというところで、既定の時間を超えてしまうという職員が、昨年と同じぐらいの人数がいたというところがございます。一定そこの業務と申しますか、大体分かっておりますので、そこの課内での助け合いができるものかというのを、所属長等で検討していってもらおうというのが1つございます。ただ、その時期を過ぎますと、実は昨年も超えている者はおりませんので、その時期をどうするかというのは対策が取れるのではないかと思いますので、一定業務全体の中でどういった人の割り振りができるかということ、今後は対応していってもらおうということが必要になるということで考えております。また、職員については健康管理という意味で、町のほうから医師の診断を指導するというふうに対応を取らせていただくところがございます。

それから、先ほどちょっと公民館で修理があったというようなお話がございましたので、どんな内容だったかということをご報告申し上げます。誘導灯の誘導標識が不点灯であったということで、それをランプを交換したという内容でございました。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 元民間人である私から見ると、このコンプライアンスの遵守は非常に大事なことです。現在の藤澤町政では、公正、公平なまちづくりをしっかりと進めているとあらゆる場面で聞くことがあり、公職に就く者としては当たり前かもしれない。しかし、人ですからいつ過ちを犯すかもしれません。行政のトップである者がコンプライアンス遵守にかじ取りを行い、職員全員末端までその考えを周知せねばならず、この点に関しての気の緩みはあってはならないと思っています。どうかよろしくお願いします。

続きまして2点目、日野町地域防災計画について、2点の質問をします。平成31年3月に日野町地域防災計画、地震災害対策と風水害対策編、もう1つは原子力災害対策編の改訂版が発行され、私のほうも拝見させていただきました。この防災計画に基づいて、町域における災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、地域と住民の方々の生命、身体および財産を災害から守るための行動指針であり、安全・安心なまちづくりに努められていることを理解させていただきます。

した。

そこでまず1点、今回、全世界中に猛威を振るった新型コロナウイルスの感染症に関連した感染症対策編が必要なのではと考えております。今回発生した感染症に対して、初動から素早く進められた関係機関との連携、対応などを後世に残し、マニュアルとしてつなげる狙いがあります。町としての考えをお聞かせ下さい。

2点目は、あまりなじまないものなのですが、原子力災害対策編についてお伺いをします。痛ましい東日本大震災から波及した福島原子力発電所の事故から10年、これらの記憶は消えることがないと思っています。日野町からも最も近い原子力発電所までの直線距離は約74キロの位置にあり、福島原子力発電所の事故を想定した放射性物質拡散予測シミュレーション結果からは、甲状腺被曝等価線量は50ミリシーベルトから100ミリシーベルトと予測されています。事故発生時に発動される原子力緊急事態宣言により、住民の方々は自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断されています。そして医療機関と連携して、安定ヨウ素剤の予防服用の処置が講じられることとなると記載されています。そこで、この安定ヨウ素剤の服用は時間的な制約があることから、町での備蓄から配布、服用まで時間がかかり、問題が発生するのではと考えております。町の見解をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 地域防災計画の感染症対策編の策定などについてご質問を頂きました。日野町の地域防災計画につきましては、国の災害対策基本法に基づき策定された計画であり、防風、竜巻、豪雨、洪水などの異常な自然現象や大規模火災などが原因で発生する災害への予防、応急対策、復旧等の計画を定めております。今回の新型コロナウイルス感染症は、既に策定されている国の新型インフルエンザ等対策ガイドラインおよび日野町新型インフルエンザ等対策行動計画により対応をいたしております。

次に、原子力対策についてでございますが、日野町は県の拡散シミュレーションにおいて原子力対策の重点地域ではなく、原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出された場合、自宅等への屋内退避が優先される区域であります。その上で安定ヨウ素剤を、3歳以上用に約6万2,000丸、3歳未満に対して250グラムを備蓄しております。その服用につきましては、効果が服用時期に大きく影響されることから、原則として原子力規制委員会の判断、指示により町から住民の方々へ、医療関係者の指示の下、各地区公民館等において配布することといたしております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは、感染症対策編の必要性和、安定ヨウ素剤の備蓄と配布のことについて再質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、既に策定されている国の新型インフルエンザ等対

策ガイドライン、および日野町新型インフルエンザ等対策行動計画により対応しているとのことですが、この新型コロナウイルス感染症対応に全て網羅できているのかなと思っております。国や県の緊急事態宣言発令によって、国や県からの指示、動向により対応されたことのほうが多いというふうに思っているんですが、その点、国や県のほうもそういう感染症編をつくられていくのかなというふうには思うんですが、その点、町としてどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、安定ヨウ素剤についてですが、起きてはならないことだと思っておりますが、万が一原発事故が起こると、この揮発性の放射性ヨウ素が体内の甲状腺に取り込まれ、被曝していくことになります。体内の被曝を防ぐために、体に放射性ヨウ素が入る前に安定ヨウ素剤を飲んでおくと、甲状腺が安定ヨウ素でいっぱいになって、放射性ヨウ素が体内に吸収されないと、甲状腺に入らないという方法であります。緊急事態発生の際には自宅等への避難が優先される区域であるということですが、この安定ヨウ素剤を日野町が備蓄しているということをおっしゃったので、それなりに備えているということに対しては評価できると思います。ただ、ちょっと教えてほしいんですが、この備蓄量の数字の根拠とか、飲用対象範囲があると思いますので、そのほうを教えてください。それと保管期限、これも消費期限といいたいでしょうか、どのような期限が正しいかちょっと分からないんですが、期限は何年で、それが守られているものなのか。また、配布にあたっては医療関係者の指示の下公民館で配布するとの答弁がされましたけども、医療関係者とはどこの病院とか、医院の指示を得て行うものと決められているものなのか。公民館は配布されてくることをご存じなのか。その点お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 山本議員より、何点かご質問いただきました。

まず、今回の新型コロナウイルスの関係に関しましての、防災にあたって、感染症編といいますか、そういった対応でのことをございますけれども、現在は、町長が言いましたように新型コロナウイルスじゃなくて、新型インフルエンザの行動計画をコロナウイルスに読み替えて対応するというふうに、国、県合わせまして同じ対応をしているというところをございます。ただ、そこにそのままコロナウイルスの対応がマッチしているかといいますと、なかなかそうではないということで、国も県も新たなガイドラインをつくられて、その都度新しい状況も含めまして、指示なりが来ていたというところをございます。

基本的な考え方は、国外発生期、それから国内に入ってきた時期、それから滋賀県、町内に発生してくる時期という、そういったステージがある。同じような考え方なんですけれども、ちょっとこれまでの感染症とは対応が違うということで、別な扱いをされていたというところをございます。今後、こういった対応をされるか

はちょっと分かりませんが、当然国・県に合わせまして対応していかなあかんもの
とっております。

それともう1点、安定ヨウ素剤の件でご質問いただきました。まず、備蓄してお
りますのが6万2,000丸というふうに言わせてもらっています。その根拠でござい
ますけれども、日野町の人口と、それからブルーメの丘にたくさんの観光客が来ら
れるということで、大体1万人ぐらい来られるという想定で数を積算しております。
ただ、安定ヨウ素剤も13歳以上の方は2丸という規定がございますし、3歳から13
歳までは1丸というような規定が、そういったことで対応するのと、ゼロ歳から2
歳までは、粉になっておりますのでそれを溶かして服用するというような、1人当
たり何ミリグラムというような状態ですという規定になっております。今現在は
役場の3階でございますけれども、空調が常時入っております部屋に保管をさせて
いただいているというところでございます。

配布の計画につきましては、役場職員がその服用にあたって、被曝といいますが、
指示があって、24時間以内に服用するというのが基本になっておりますけれども、
基本的には福島第一原発相当の風がこちらに、日野町に向かうときは、日野町にも
ヨウ素が飛んでくるというような想定で、県は想定範囲を、日野町も一部かかる
というような想定をされておりましたので、日野町も今回、安定ヨウ素剤を持って
いるというところでございます。今のところ、もっと近いところ、高島や長浜、30
キロ圏ではないですけども30キロ圏に相当する区域というところだと、全ての
避難所に住民の方がお集まりになられて配布されるとされておりますので、町のほ
うも避難所を中心に配布をしていこうという計画を持っておりますけれども、実を
言いますとシミュレーションはまだできておりませんので、一定住宅の中で避難を、
屋内避難をしていただくことを基本に服用していただく方をご案内していくとい
うことを進めていくものだと思っておりますけれども、なかなかシミュレーション
までできていないというのが現実でございます。

確か5年であったと、実は有効期限が一部判断が延びたということで、5年の期
限になったということでございまして、今はまだ有効期限内ということで保管をさ
せていただいているというところでございます。

もう1点、基本的にこの安定ヨウ素剤の服用にあたっては、持病を持っておられ
る方もおられると、副作用が万が一起きる可能性もあるというような、確率は低い
ですが言われております。そういった関係で、医療関係者の指導の下に服用する
というようにされております。そこも実は、先ほど言いました配布のことも含めまし
てシミュレーション等できていないんですけども、一定ちょうど福島第一原発事故
が起きた以降、薬剤師さんとも協定を結ばせていただいて、いろんな対応をするよ
うにはしておりますけれども、実際それを想定したシミュレーションがやっている

かというのできておりませんので、その関係者の方にどういうふうにお集まりいただいて、モニタリングをしながら服用に結びつけていくかというのを、今後そういった想定も進めていくものかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 感染症対策編として、今回の新型コロナウイルスが住民に発生していた場合とか、職員で発生した場合とか、学校で考えてみると、先生の場合とか生徒の場合とか、様々な想定が考えられると思います。今回の対策編が、国も県も考えられると思いますけども、町独自でどういうふうに対応していくものなのかということも、今回の対応策とかを教訓に、今後生かせるものとして着手していただきたいなど、また県・国へ要望していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

この安定ヨウ素剤については、備蓄している以上万が一を想定して、医師会とも連携して効果的に使える仕組みが必要だと思っておりますので、その点も進めていただくようお願いをして、この質問を終わりにします。

続いて、3件目の質問です。平和堂日野店の跡地の購入交渉経過についての質問をさせていただきます。今年3月議会において私どものほうより一般設問をし、町は購入に向けて交渉をすると。跡地は、住民の方々からの要望を聞き、防災機能とともに観光客の皆さんや世代を超えた人と人が交流できるような、にぎわいを創出できる広場を主な目的とする方向で活用を進めるとお話を聞かせてもらいました。先日、住民の方からも経過が待ち遠しいとお聞きをしました。再度、以下の通り進捗状況をお聞きします。

1つ目、平和堂跡地の交渉経過はいかがなものでしょうか。取得の時期は決まってきましたか。

2つ目、利活用に向けたにぎわい広場の具体的な構想はいかがですか。

3つ目、にぎわい広場の実現に向けて、住民の方々の参画はどのように考えておられますか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 平和堂跡地の交渉経過についてご質問を頂きました。

平和堂日野店の跡地につきましては、用地取得の判断をさせていただいたことを3月議会でも報告をいたしました。平和堂との協議も行っておりまして、その協議を整え、秋頃には取得できるものと考えております。

利活用につきましては、これまでの間様々な方からご意見、ご要望を頂戴しており、防災機能、観光客や世代を超えた人と人が交流できるようなにぎわいを創出できる広場を主な目的とする方向で活用したい旨、3月議会で説明させていただきました。町民、観光客が休憩できる場所や、日野祭や観光イベント時にも使用できる

ような広場、公衆トイレの設置、駐車場などをイメージしております。まだ具体的な形での意見集約といいたいでしょうか、計画については着手しておらないところでございます。

なお、整備にあたりましては、これまでから申し上げておりますように、企業版ふるさと納税制度の活用を考えており、内閣府の地方再生計画の承認も得ているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今のご答弁で、今年の秋頃取得できるということをお話しいただきました。非常に喜ばしいことかなと思います。その予算も、企業版のふるさと納税制度を活用すると今伺いましたけども、今の交渉金額とも関することでありますけども、今のふるさと納税制度を活用して得られる目標金額をどの程度見込む予定なのか、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。あと、にぎわい広場の創設につきましては住民の方々の声を十分に聞いて、一步一步実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。1点目のみの、今の得られる目標金額、どの程度見込むのかというのを、分かる範囲で結構です。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 先ほども答弁の中でありましたように、明確なものまで出ていないので、いわゆる積算というのはないと。当然目標としてどのぐらいかという話になるわけですが、基本的には、今のところ何とか1億ぐらいを目標にというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今回、そういう目標とする財源も決められて、新たに進捗が得られて、大きく前進したものと思います。先ほども言いましたけども、今後はいかに住民の声を取り入れたにぎわい広場の建設に向けて、着実に進めていただきたいと思います。よろしく願います。

続いていきます。4点目について、地元西大路の行政懇談会、今年の行政懇談会でも話題になりました中野城址の保全、整備について質問させていただきます。去年3月1日に、西大路公民館で西大路の有志が集まって中野城址の保存・整備を考える集いを開催しました。中野城址は、歴史、文化の多い日野町にとって由緒ある場所として親しまれてきており、お城マニアの方の見学も増えつつあります。こうした中、地元有志の方々からは、このままの放置はできないとの認識は統一されてきており、何らかの形で保存、継承、整備を進めていかなければとの思いで一致しています。中でも近々の課題としては、建屋の損傷や石垣の膨らみも見られ、補修も含め安全対策が急務であることも確認しました。

そこで、地元西大路の前向きな動きもあり、町からの助言や支援もいただき整備

を進め、保存継承を進めたいと考えております。現時点での町の考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 中野城跡の保存についてご質問を頂きました。中野城は蒲生家、市橋家ゆかりの城跡であり、氏郷公が生まれた場所でもございます。また近年古城人気が高まる中で、映画のロケ地でもある中野城跡に観光客が訪れております。石垣の老朽化等のご心配もいただいている中で、大字西大路としても整備、保存、継承について前向きな動きがあるとお話を伺いました。町としても、そうした地域の思いや地域の動きを伺う中で一緒に考えていければと、このように思っております。この間、日野駅の再生プロジェクトということで、たくさんの方からクラウドファンディングやふるさと納税等でもご寄附を頂く中で駅舎の再生ができたという経験を私どもは持っておりますので、そういうような手法も大いに検討の1つの要素というふうに考えながら、地域の皆さんと議論をしていく必要があるだろうと、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問させていただきます。この中野城址は、地元大字西大路の管理下である中ではありますけども、建屋の倒壊のおそれや石垣の崩れの兆候も見られておって、いつ危険な状態に遭遇するかもしれない状況であります。非常に安全面で心配しております。地元も人的な支援、人的な動きで環境整備を進めていこうとする思いもありますけども、町からの、今町長おっしゃいましたクラウドファンディングやとかふるさと納税制度も活用してということのお考えを少しお聞きさせてもらいましたけども、そのような支援で、ちょっと整備とか修繕とかの支援をしていただけるということのお考えなのか、その点だけ確認をさせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 中野城址でございます。日野駅の手法ということは、クラウドファンディングなどのふるさと納税を活用しようじゃないかと、こういうお話でございます。とにかく地元の方と一緒にやっていくという形でない、なかなか、実際に日野駅もそうございましたし、やはりそういう形をつくっていききたいなというふうに思っていますので、ぜひとも地元の方とのご協力をお願いしながら取り組んでいけたらなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 地元の熱い思いを持って、何とか整備したいなという動きを、ちょっと今、コロナ禍の中で進められていませんが、次の会議も、収まってき次第また進めたいなと思っています。「るろうに剣心」で話題になったこの中野城址で

ありますけども、城跡の跡を思わせる風情が残っております。土塁や石垣で、残せるものは残そうと。未永く後世に残されなければならないというふうなことで、みんなの意見が一致しております。見学者の安全にも配慮しつつ、保全、整備が進められればと考えております。今後においても、地元と協力の体制を整えていきたいと考えていますので、役場との連携をより一層深めて進められることを願ひまして、この質問を終わりにしたいと思います。

最後になりました。5件目は、新型コロナウイルス感染症に伴う公共工事の影響について、質問をさせていただきます。これは5月12日に開催されました議員全員協議会において、町に、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う公共工事の遅れを心配し質問しましたが、改めてこの本会議でも以下のとおりお聞きします。

1つ目、幼稚園、保育園のお散歩コースの安全対策（日野地区、必佐地区、南比都佐地区）が進んでいないと思われます。それぞれの工期予定を示してほしい。

2つ目、西大路学童保育所を小学校内に新設する工事は、学校の夏休み期間の短縮もあり、どうスケジュール化されるのかお伺いしたい。

3つ目、西大路定住宅地整備計画推進事業の造成工事は7月から着工すると聞いているが、遅れはないのか。

4つ目、西大路二区大日町地先で進められる雨水排水事業は、いつの着工予定なのか。

以上4点、お願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 新型コロナウイルス感染症に伴う公共工事の影響についてのご質問を頂きましたが、1つ、一番最初、幼稚園、保育園のお散歩コースの安全対策でございますが、前年度末の国の補正予算を受けて町道沿いに6か所計画しており、既に3か所が発注済みでございますが、残り3か所については、現在発注に向けた準備を進めています。9月頃には工事着手を予定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響でございますが、工事施工には特に問題はないと判断しております。

次に、西大路小学校区の学童保育所の、小学校内への移転に伴う工事につきましては、3月議会での説明は9月末の完成予定とお伝えしておりましたが、夏休みが短くなったことなどに伴い、工事への影響から10月末の完成を予定しております。

次に、西大路定住宅地整備計画推進事業につきましては、現在滋賀県土地開発公社により開発の協議が進められており、今後7月中に請負契約を締結し、8月には工事に着手される予定でございます。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、開発協議に若干の時間を要しておりますが、工事の実施には大きな影響はないと判断されております。

次に、公共下水道雨水管渠整備工事の西大路大日幹線の着工時期につきましては、6月中に工事請負契約を締結し、8月頃には着工する見込みでございます。完了につきましては12月を予定しております。これにつきましては、感染症に伴う工事の遅れについては、現在のところ影響がないと判断をいたしております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 4点のご回答を頂きましたので、これもまた住民の皆さんからいつや、いつやと言われておりますので、その点をまたお伝えしていきたいと思えます。

その中で、ちょっと1点だけ。お散歩コースの安全対策について、再質問をさせていただきます。6か所あって、既に3か所が発注済みで、残り3か所はまだ準備中やということをお伺いしました。これ、思い返せば今年の5月の連休明けやったと思うんですけど、大津で発生したあの悲惨な事故からもう1年をとうに過ぎてしまっています。喉元過ぎればではないですけども、あまりにも時間がかかり過ぎているのではないかと思いますけども。昨年度末の補正予算獲得がという話をちょっとされましたけども、その点、工事は予定どおりやったのか。ちょっと、あまりにも遅れているのではないかなと思うんですが、その点のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） お散歩コースの工事の進捗について、再質問いただきました。現在6か所中3か所については発注していると申しましたが、これにつきましては必佐幼稚園の東側の転落防止柵、それから南比都佐幼稚園の、あれも東側になるのかな、川沿いの転落防止柵、それと、三十坪地先の転落防止柵ということで3か所のほうを発注させていただきまして、現段階でうち2か所についてはもう柵のほうは設置を完了はしております。検査のほうはまだしてませんが、工事のほうはほぼほぼ終わっている状況でございます。南比都佐の地区については、現在施工中ということでございます。あと3つでございますが、トヨタカローラの交差点、それからあおぞら園の交差点ということで、交差点部分が2か所残っているということでございます。これにつきましては、交差点の工事ということもございまして、当然交安との協議も必要となることと、それから工事のほうもできるだけ短い期間でせんなんということで、どういう材料をどういうふうに使ってということで、今ちょっと準備のほうをしているところでございます。遅れているのではないかとということではございますが、いろんなところで精いっぱいのことばせてもらっておりますので、決して遅れていると言われると、ちょっと厳しいかなというところがありますが、先ほど町長が申しましたように、9月にはそれぞれ着工をさせていただくように準備のほうを進めておりますので、ご理解のほうよろしく

お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 全体を通して、今回のコロナウイルス感染症の影響はないということをお聞きいたしました。それで安心したのと、今回の、今の安全対策については予定どおりやという認識で、もともとこれだけかかるんやという認識をこっちが持たなあかんのかなと。ちょっと残念な思いはしていますが、やっぱそういう安全面とかはスピード感を持った対応をしなければならない、安全、そういう思いは行政側も持っていただくようお願いして、私の5件の質問に対して、以上で終わりにします。

議長（杉浦和人君） 次に、5番、堀江和博君。

5番（堀江和博君） それでは、私からは新型コロナウイルス、学校教育について質問をさせていただきます。できるだけ簡略化をして、また重複する部分は割愛をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ご存じのとおりですが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、小中学校では3か月間の休校となりました。6月より登校が再開されましたが、学習の遅れなど様々な課題が残されております。そこでまず4点をお伺いいたします。この学習の遅れに対する対応、そちらを1点目にお伺いをいたします。

2点目ですが、登校をその中でも控えられるという選択をされる生徒さんやご家庭がおありの可能性はあるかと思っておりますが、そういった場合の学校としての対応を2点目にお伺いいたします。

3点目ですが、生徒さんや保護者さんへのストレスのケアについてお伺いをいたします。

最後は、この8月も登校日があるということで、今後の熱中症対策についてお伺いをさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 5番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（今宿綾子君） ただいま堀江議員から、学校の新型コロナウイルス対応につきましてご質問いただきました。学習の遅れに対する対応といたしまして、まず第一に各教科の指導内容のうち、未履修、未指導となっている内容、いわゆる遅れとなっている内容がどれだけあるかということのを正確に把握することが一番大事だということで、しているところでございます。

次に、その内容を精査しまして、十分な時間をかけて指導する必要がある内容かどうか、また工夫次第で時間配分を減らしたり、ほかの単元や内容と組み合わせたりすることができる内容かどうかなどに分類をいたしまして、今年度の年間の学習計画を再構築することで、効率的に遅れを取り戻していくということをしていくと

いうこととございます。この作業につきましては休校中に各学校で準備してきておりました、今回6月からの学校再開からは昨年度の3月分も含めた、新たに見直した今年度の教育計画に基づいて授業を進めているところでございます。また、授業時間の不足についてでございますが、夏休み、冬休みの長期休業の短縮に加えまして、これまで多くの時間をかけて取り組んできた学校行事の見直し、また精選などによりまして時間を生み出す工夫をしているところでございます。また、家庭訪問ですとか懇談会の持ち方、教職員の研修会や会議の持ち方などをも見直すことで、少しでも時間を生み出せるように、小さな積み重ねも大事にしながら指導時間の確保に努めているというところでございます。

次に、お子さんを登校させることを控えたいという申出が保護者の方からあった場合でございますが、この場合は個別の事情や考え方などがあると思っておりますので、そうしたことを十分に聞き取って相談をさせていただくということが、まず大事でございます。その上で、やはり登校させないという判断をされた場合は、インフルエンザ等で学校への出席が停止になる、出席停止という同様の扱いといたしまして、欠席をした日数というふうには数えないことといたします。このことは、文部科学省も示している方針に従っているというところでございます。

続きまして、児童生徒の保護者やストレスケアについてということでございますが、子どもたちは一見元気に登校できているように見えても、長期の休校が続いたということ、そしてまたその後の学校の再開ということ、生活のリズムを立て直すということは本当に大変大きなエネルギーが必要であるというふうな受け止めております。そして、学校に登校するということについてもストレスを抱えているというふうな思っているところでございます。各学校では子どもたちとの教育相談をさせていただいたり、また保護者の方との相談に応じたりするなど、ストレスケアに努めているところでございます。

最後に、熱中症対策についてでございますが、日野町の各学校にはエアコンが完備されておりますので、教室での学習については対応できるというふうな考えております。水分補給についてでございますが、これは授業の途中にも声をかけて、意識的に水分を取る時間を設ける、促すといったことも必要かなというふうな思っております。また、保護者さんには十分な量のお茶を持たせてもらえるように、改めてお願いをしたいというふうな思っております。しかしながら、これから暑さが次第に厳しくなってくる時期でございますので、特に小学生の登下校につきましては、休校期間、この3か月間に徐々に暑さに慣れてくるというところ、そういうふうな経験は積んでいないというところでございますので、特に心配をしているところでございます。授業が、低学年は少し早く終わるわけでございますけれども、上級生の授業が終わるまで学校で待機をして一緒に帰るというふうにするなどをして、一番

暑い時間帯の下校を避けるというふうにしようかと思っておりますし、その間、しばらく学校で待機をして、上級生と一緒に下校させるなどの配慮も必要になるかなというふうに思っております。

このときに、新たに増員をさせていただきたいと思っております学習支援員等でございますが、中心となって図書室で見守ったり、また宿題の指導に立ち会ったりとか、帰りが少し遅くなっても児童の負担が増えないように考えておりますし、また教職員にとりまして、翌日の授業の準備などに、そうした業務に当たるといえることができるように、時間の確保ができるようにサポートしたいというふうに思っております。

なお、お茶がたくさん要するというところでございます。たくさん持ってきていても、帰りの分がなくなってしまうというようなことがこれまでも見受けられましたので、各学校にペットボトルの水を用意しまして、必要なときに、特に下校のときに補給できるようにしたいと考えているところでございます。ほかにも日傘を差すとか、また帽子を、黄色の通学帽、さらにつばの大きな、日よけのための麦わら帽子とかいったような帽子を着用するとか、そうしたいろんな方法が考えられるかなというふうに思われますので、保護者の意見も参考にしながら、今後暑さよけのためにできることを考えていきたいなど、検討していきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

5番（堀江和博君） それでは再質問ということで、1点目につきましては教育委員会の皆さん、また先生方におかれましては本当にイレギュラーの対応の中でご尽力をいただいておりますかと思っております。そういった中のご答弁にもございまして、素朴な質問として、十分な時間をかけて指導する必要がある内容というのは例えばどういったもので、むしろちょっと工夫で割愛していくもの、その境目はどういったところにあるのかというのを教えていただきたいなと思っております。

2点目は、出席停止を選ばれるご家庭もあるとお話でございしますが、実際にそういったことを選択されておられるご家庭はあつたりするのかを教えていただければと思います。

3点目ですが、ストレスというところがなかなか手が回りにくい部分かとは思いますが、やはり重要な部分だと思っておりますし、例えば何か家庭でちょっと問題があつたりとか、そういった報告というか、そういう症状がちょっと現れてきているような、そんな現状があるのかどうか、もしあればまた教えていただければと思います。

そして最後、熱中症のところは本当に難しい、お子さんにすごく負担をかけてしまうところかなと思っております。思うんですけれども、通うところが近いところ

はある程度時間をずらしたりとかという、また日傘とか、今ご答弁いただいたような対応もいいのかなどと思うんですけども、例えば本当に長距離で、30分以上、場合によっては1時間近くかかってしまうようなところから通っておられるお子さんもおられるかと思えます。そういったところに、例えば臨時的なバス、どこまでできるかという問題ももちろんありますが、そういったことも検討の1つとして考慮をしていく必要があるのではないか、8月という期間に限って見ていけばあるのではないかなと思えますが、その辺りの見解を教えてくださいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） 堀江議員から再質問いただきましたこと、最初の3点について、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、十分な時間をかけて指導すべき内容と、工夫次第で組み合わせたりできる内容の境目はどこにあるかということですが、まず教科によって大分違いがあるかと思えます。算数、数学でありますとか、中学校の英語でありますとかについては、どこか1つの単元を飛ばしてしまうと次のところへ積み重ねていけないという教科の特質がございますので、なかなか割愛するということは難しいところがあります。ただ、練習問題のような内容でありますとか、そういったところもありますので、前の単元で学習したことの練習が十分できていなくても、また次のところをやりながら振り返ったり、宿題とかをうまく活用したりしながら工夫次第でいけるかと思えます。また国語などにつきましては、例えば宮沢賢治の教材を読まなかったからといって国語の狙いが達成できないわけではなくて、物語の粗筋を捉えるであるとか、作者の考えをつかむとか、本文を引用して自分の作文の中に使おうとかいうふうに、そういう狙いさえ達成できればいけますので、そういったところを組み合わせる。ただ、漢字の学習などは学年の範囲等の漢字はしっかり押さえておく必要があるかと思えます。そういったところをきちっと捉えて、組み立て直して指導するというのが、教師の一番の腕の見せどころではないかなと思えます。

次、2つ目に、少し学校に行きづらい気持ちを持っていて、登校を控えたいという気持ちを持っている児童生徒がいるかということですが、特に4月、急に休校になる前でありますとか、分散登校を始めた5月中頃の段階では、ご家庭の方が学校へ行かせるのが不安であるとおっしゃっていたおうちが複数軒あったように聞いています。今、6月になりまして、全校の子どもたち、児童生徒が登校していますが、まだ若干、マスコミの報道などでやっぱり心配をしているんだと思えますが、もし自分がうつってしまったらどうしたらいいんだろうとか、人にうつしてしまって、自分の責任になったらどうだろうとか、そういった、ちょっと過剰に心配しているお子さんもあるように聞いていますが、学級担任等が小まめに電話で相談をしたり、家庭を訪ねたりして心のケアをするようにして、徐々に登校できるようにな

ってきているかと思えます。

3点目ですが、同じくストレスを抱えている症状などが、何か報告があるかということですが、やはり長期の休校中は兄弟げんかがすごく増えたとか、お父さんやお母さんがどうしてもいらいらしてしまう、子どもに厳しく当たってしまう、そんな自分がよくないなというふうにすごく自分を責めてしまうという相談を、教職員は受けておりました。ただ、これも学校が再開しましたので、私たちの予想以上に子どもたちは張り切って学校に笑顔で来てくれていますし、久しぶりに学校に来られたことがやはりうれしかったんだと思いますし、感染が拡大したりしてまた学校に来られなくなっちはいけないという思いを、子どもたちは非常に、必要以上にかもしれませんが強く感じてくれている様子で、驚くほど静かに、どの学校も落ち着いた授業をしている様子です。ただ、無理をしている可能性は十分にありますので、その辺については十分に教育相談を行っていきたいと思います。実際中学校では、部活動が始まる前の先週は放課後数人ずつ残して、進路に対する不安であるとか、長く学習できていなかったことに対する不安とかを教員が聞き取ったり、小学校でもアンケートを取って子どもたちの不安を聞き取ったりと、そういったことをさせてもらっています。

4つ目のご質問については、次長のほうからさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 再質問でございました、熱中症の対策として登下校、特に下校時のことでございます。先ほど教育長が答弁で申しましたとおり、基本的には暑いさなか、ピークを避けた中で、子どもさんを少し学校にとどめる中で、やり過ぎ途中で上級生やったり集団登校、集団下校ということで対応させていただきたいというふうに思っています。ただ、当然水分が、来るときでもなかなかたくさん飲んでしまうことがございますので、その分については、水分はたっぷり補給できるような、そのようなサポート体制と、そしてまた支援員を増員する中で、子どもたちが学校でとどまるような状況をつくっていききたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

5番（堀江和博君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。最初の教科につきましても、よく理解をさせていただきました。また、出席停止の方々も、まだ若干ご不安な方もおられるというお話で、また丁寧にご対応等をお願いさせていただければと思います。また、ストレスの部分につきましても、子どもたちも元気で、今のところ穏やかにお話がございました。ただ、無理をしているというか、後から振り返ってくるというのはストレスの、心理のところではよくあるというふうに聞いております。その辺りもご配慮いただくとともに、一方で、逆に先生方もきっと見えないストレスというのは必ずおありやと思いますので、その辺りもまたご配慮いただ

いて、対応をお願いさせていただきたいと思います。熱中症につきましても、本当にイレギュラーな形での様々な対応という形になってくるかと思います。本当に、感染はしなくても熱中症で倒れていたら本当に意味がない、全く意味のないことだと思いますので、その辺りも、生徒さんや保護者さんのご意見をまた聞いていただいて随時ご対応いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、4名の諸君の質問を終わりました。その他の諸君の一般質問は明12日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、それではその他の諸君の一般質問は明12日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

－散会 16時24分－